

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) ほか4名

被控訴人 国

控訴人ら第8準備書面

(社会事実の変化等について11 総まとめ)

2024(令和6)年4月30日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士

安孫子健輔

石井謙一

石田光史

井上敦史

岩橋愛佳

緒方枝里

太田信人

太田千遥

久保井撰

郷田真樹

後藤富和

鈴木朋絵

武寛兼

寺井研一郎

徳原聖雨

富永悠太

永里佐和子

仲地彩子

塙愛恵

藤井祥子

藤木美才

森あい

吉野大輔

渡邊陽

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

目次

第1	はじめに	6
第2	外国における動向—同性婚を可能とする国が37か国にものぼること— ..	6
第3	国連その他国際的機関の動向	8
第4	司法	10
1	「結婚の自由をすべての人に」訴訟について	10
2	その他の裁判について	11
(1)	犯罪被害者遺族給付金訴訟	11
(2)	同性パートナー在留資格訴訟	13
第5	地方自治体の動向	16
1	パートナーシップ制度の広がり、その内在的限界	16
(1)	パートナーシップ制度の広がり	16
(2)	ファミリーシップ制度の広がり	17
(3)	自治体の制度であることの限界・制約	18
2	地方議会による、同性婚についての国に対する意見書	19
3	性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止すること等を規定している条例	24
4	同性パートナーを配偶者や男女事実婚と同様に扱う取扱い	24
5	指定都市市長会や全国知事会	25
第6	企業の動向	25
1	同性婚法制化に賛同する企業等が500近くとなり、日本を代表する有名企	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

業も多数含まれていること.....	25
2 経済同友会の宣言	27
3 従業員や顧客等に対する企業の取組みの増加	27
(1) 従業員に関する取組み.....	27
(2) 顧客に対する取組み.....	30
第7 弁護士会等弁護士団体の動向	30
1 弁護士会の意見書等	30
(1) 日本弁護士連合会によるもの.....	30
(2) 各地の弁護士会連合会によるもの.....	33
(3) 弁護士会によるもの.....	34
2 弁護士会以外の弁護士団体の動向	40
(1) 日本組織内弁護士協会の声明.....	40
(2) 「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会.....	40
第8 その他団体の動向	40
1 学術団体の動向	41
2 福祉系団体の動向	41
3 司法書士会	42
第9 当事者調査	42
第10 世論調査	44
第11 国の取組み	52
1 はじめに	52
2 法律上の性別が同じ者どうしの関係の法的保障について取組みを行っていないこと.....	52

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

3	日本政府が同性愛者等の人権保障を行わずむしろ阻害してきたこと	53
4	府中青年の家事件と2000年代以降の政府の取組み	53
(1)	府中青年の家事件	53
(2)	2000年代以降の政府の取組み	54
(3)	近時の政府の取組み	55
第12	国会	55
1	同性婚についての答弁の状況	55
(1)	内閣総理大臣の答弁	56
(2)	法務大臣の答弁	61
2	婚姻平等法案	68
3	その他の関連法案	70
(1)	差別解消法案について	70
(2)	理解増進法	70
4	候補者アンケート調査	72
5	国会議員の同性婚への賛否の割合	73
6	マリフォー国会(院内集会)	74
(1)	第1回マリフォー国会	74
(2)	第2回マリフォー国会	74
(3)	第3回マリフォー国会	75
(4)	第4回マリフォー国会	75
(5)	第5回マリフォー国会	76
(6)	第6回マリフォー国会	76
第13	自由民主党	77
1	自由民主党の党としての考え	77
2	国会議員や国政選挙の候補者において、同性婚賛成の割合が他党に比べ極め	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

て低いこと.....	79
3 自由民主党内と党支持層との間にも大きなギャップがあること.....	81
4 自由民主党の国会議員による相次ぐ差別的言動.....	83
5 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)や神道政治連盟の影響.....	86
(1) 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の影響.....	86
(2) 神道政治連盟の影響.....	87
6 小括.....	87
第14 まとめ.....	89

第1 はじめに

原告らは、本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会事実の変化を、訴状22頁～34頁、原告ら第1、第3、第6、第9、第10、第15、第16、第17、第20、第21及び第27の各準備書面並びに控訴理由書(2)で述べてきた。本書面では、控訴理由書(2)(2023(令和5)年9月29日付)に記載されたより後の事実について補足しつつ、本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会事実の変化を総括して述べる。

第2 外国における動向—同性婚を可能とする国が37か国にものぼること—

控訴理由書(4)を作成した時点では、エストニアではまだ実際には同性どうしでは婚姻できなかったが、2024(令和6)年1月1日より、エストニアでも実際に同性どうしで婚姻できるようになった(甲1013)。旧ソ連圏で初めての同性婚法制化である。

また、ギリシャでも、2024(令和6)年2月15日、同性婚を認める法案が可決され、同月16日より施行され、実際に婚姻が可能となった(甲1014)。ギリシャは、キリスト教正教会の信者が多数を占める国である。正教国が多数を占める国で同性婚が法制化されるのはギリシャが初めてである。

2024(令和6)年4月25日現在、同性カップルの婚姻が可能とされている国は、37か国である。下記(次頁)に37か国を記す。なお、メキシコについては、一部の州でのみ認められていると記載していたが、実際には、2022(令和4)年に全ての州で法制化され、メキシコ全域で同性カップルの婚姻が可能となっており(甲A1025)、訂正する。

なお、アジアでは、台湾とネパールで同性カップルの婚姻が可能となっており、タイでも、同性婚を認める法案が、同年3月27日、下院で圧倒的多数の賛成により可決され(甲A1015)、さらに、同年4月2日、上院第1読会でも反対4票に対し賛成147票の圧倒的多数の賛成により可決された

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

(甲A1016)。今後、上院第2及び第3読会並びに国王の承認等を経る必要があるが、年内にも法案が発効すると報じられている(甲A1017)。

記

	年 ※「同性婚を可能とする法律が成立した年」または「裁判所が同性婚の禁止を憲法違反とするなど同性婚を認める判断を出した年」を記載	国・地域	証拠
1	2000(平成12)年	オランダ	甲A10・6 8～80頁、 甲A11
2	2003(平成15)年	ベルギー	
3	2005(平成17)年	スペイン	
4		カナダ	
5	2006(平成18)年	南アフリカ	
6	2008(平成20)年	ノルウェー	
7	2009(平成21)年	スウェーデン	
8	2010(平成22)年	ポルトガル	
9		アイスランド	
10		アルゼンチン	
11	2012(平成24)年	デンマーク	
12	2013(平成25)年	ウルグアイ	
13		ニュージーランド	
14		フランス	
15		ブラジル	
16		英国(但し、北アイルランド除く)	
17	2014(平成26)年	ルクセンブルク	
18	2015(平成27)年	フィンランド	
19		アイルランド	

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

20		アメリカ	
21	2016 (平成28)年	コロンビア	
22	2017 (平成29)年	台湾	
23		マルタ	
24		ドイツ	
25		オーストリア	
26		オーストラリア	
27		2018 (平成30)年	コスタリカ
28	2019 (令和元)年	エクアドル	甲A13
		北アイルランド (英国)	甲A108、 109
29	2021 (令和3)年	スイス	甲A453、 454
30		チリ	甲A455
31	2022 (令和4)年	スロベニア	甲A558
32		キューバ	甲A559
33		メキシコ (一部の州で認められていたが全ての州で認められるようになった。)	甲A1025
34	2023 (令和5)年	アンドラ公国	甲A756
35		ネパール	甲A758
36		エストニア (可能となったのは、2024 (令和6)年)	甲A757、 甲A1013
37	2024 (令和6)年	ギリシャ	甲A1014

第3 国連その他国際的機関の動向

国連その他国際的機関の動向については、原告ら第20準備書面で詳述し、また、第27準備書面・8～9頁及び控訴理由書(2)22～24頁で述べた。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

このうち、2022（令和4）年に、いわゆる自由権規約の実施状況に関する日本政府の報告書に対して、国連自由権規約人権委員会が発表した総括所見（甲A560-1、560-2）の意義については、本書面と同時に提出する控訴人ら第6準備書面で、谷口洋幸教授意見書（甲A1019）に依って詳述しているとおりである。すなわち、2022（令和4）年に自由権規約委員会が日本に向けて、自由権規約2条および26条上の義務の履行手段として日本の現状に即して、同性婚の導入を勧告したいま、司法府もまた行政府および立法府と同じく、同性婚の導入を留意する立場をとるのであれば、それは、司法府が、行政府および立法府による自由権規約上の義務の不履行状態にお墨付きを与えることを意味し、もって、司法府もまた、自由権規約上の義務に違反することとなるということである。

また、国連その他国際的機関の動向について、これまでの書面で述べていなかったところでは、2023（令和5）年6月20日、国連人権理事会で、37か国が発表したLGBTなど性的少数者の家庭を支持する声明がある（甲A1026）。この声明は、イスラム諸国やアフリカの国々が最近、性的指向の多様性を認めない厳しい政策を相次ぎ打ち出している中で出されたもので、アルゼンチン、ブラジル、英国、カナダ、ドイツ、メキシコ、スペイン、米国などが署名している（甲A1026）。署名をした国々は、憲法と人権、自由や民主主義について、細かなところは違っても、大きくは、日本と価値観を同じくする国々である。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

第4 司法

1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟について

本訴訟と同種の、法律上の性別が同じ者どうしの婚姻が認められていないことの違憲性を問う訴訟（「結婚の自由をすべての人に」訴訟）は、札幌、東京、名古屋、大阪の4か所で、合計5件（東京が2件）行われており、下記のとおり判決が出されている。

記

判決日	裁判所	証拠番号	現在の状況
2021（令和3）年3月17日	札幌地裁	甲A215	
2024（令和6）年3月14日	札幌高裁	甲A939	上告
2022（令和4）年6月20日	大阪地裁	甲A542	控訴審
同年11月30日 （一次訴訟）	東京地裁	甲A690	控訴審
2023（令和5）年5月30日	名古屋地裁	甲A691	控訴審
2024（令和6）年3月14日 （二次訴訟）	東京地裁	甲A940	控訴審

原判決含めいずれも原告らの請求は棄却されてはいるものの、原判決含む7つの判決のうち、同性婚を認めていない現在の民法や戸籍法（本件諸規定）が合憲であると明示したものは大阪地裁判決のみである。

札幌高裁判決（甲A939）の司法における意義は、控訴人ら第1ないし第3準備書面（特に第3準備書面）で述べたとおりである。

しかし、同判決の意義は司法におけるものにとどまらず、社会的にも大きなものである。そのことは、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞の全国紙3

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

紙の他、少なくとも22もの地方紙においても、国会に対して議論や法制化を急ぐよう述べる社説が掲載されていること(甲A954~978)にも表れている。

なお、全国紙では一番部数が少ないと言われている産経新聞は、札幌高裁判決について「同性婚で高裁判決 国民常識と隔たり不当だ」と題する社説(甲A979)を掲載し、札幌高裁判決を批判している。産経新聞の他には札幌高裁判決を批判する社説は見当たらず、おそらく唯一の札幌高裁を批判する社説と思われる。産経新聞は、国民常識と隔たっていることを論拠に不当と述べるが、産経新聞も加わり行われたFNNとの合同世論調査(甲A747)においては、同性婚を法律で定めることについて賛成が71.0%であった一方、反対はわずか19.6%であった。産経新聞の社説(甲A979)は、このような調査があるにもかかわらず全く考慮に入れず、国民常識を何の根拠もなく既定して判決を批判しており、まったくもって的外れである。

2 その他の裁判について

前述した「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは異なり、同性婚が認められないこと自体の違憲性を正面から問うものではないが、同性パートナーシップの法的保障に関する裁判が近年行われ、最高裁判決も出されている。

以下、詳述する。

(1) 犯罪被害者遺族給付金訴訟

ア 2024(令和6)年3月26日最高裁判決

犯罪被害者と同性の者が、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(以下、「犯給法」という。)により定め

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

られている給付を求めていた訴訟で、2024(令和6)年3月26日、最高裁判所第三小法廷は、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当すると判示した(甲A950)。

この事件は、同性パートナーを殺害された者が、愛知県公安委員会に遺族給付を申請したものの不支給の裁定を受けたことを不服として提訴したが、名古屋地裁も名古屋高裁も、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に、犯罪被害者と同性の者は該当しないとして請求を棄却した(甲A630、631)。そのため、上告受理を申し立てていたものである。

最高裁判所第三小法廷によるこの判決(甲A950)は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を十分に踏まえて、犯給法5条1項1号括弧書きが事実婚を含めているのは、婚姻を届け出ていなくても、死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期軽減等を図る必要性高いからであり、そのことは異性か同性かで直ちに異なるとは言えないのに、同性というだけで該当しないとするのは、犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当ではないと解釈した。

そして、判決(甲A950)を受けて、同月27日、犯罪被害者の同性パートナーからの申請があった場合に、同性であることのみを理由と

して不支給裁定を行うことがないように留意する連絡が警視庁や各道府県に対して出された(甲A1027)。

イ 2024(令和6)年3月26日最高裁判決の影響

「事実上」と「婚姻関係」の2つの言葉を含む法律及び政令は、合計133件もある(甲A1028)。判決(甲A950)は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」、すなわちいわゆる事実婚の者について、同性であっても異性と同じく扱うことをすべからず求めるものではない。しかしながら、判決(甲A950)の判断過程と同じく、制度の目的から考えて同性の者を排除すべきでないと考えられるものは、犯給法の場合のみではない。

したがって、判決(甲A950)は、同性パートナーシップの法的保障を拓く極めて重要な判決である。

そして、判決(甲A950)のように制度の目的から考えたとき、婚姻制度から同性の者を排除すべき合理的な理由はない(甲A939参照)。また、婚姻ではなく事実婚としての法的保障の場合、各効果が適用されるか1つ1つ、運用を確かめ、その上で適用されないとすれば変更を求めたり、訴訟をしたりしていかなくてはならない。しかも、その上でさらに、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するかの判断も経なければならない。

したがって、事実婚としての法的保障があれば婚姻は認められなくてよいといえるものではなくとも留意する必要がある。

(2) 同性パートナー在留資格訴訟

ア 「定住者」への変更等は認められない等、控訴審でも請求が認めら

れず、上告等したこと

日本人の同性パートナーであり、アメリカで婚姻をしているアメリカ人について、定住者の在留資格への変更不許可処分無効確認請求等をした事件（第1事件）、また、これを認めなかったことについてカップルのいずれもが国家賠償を請求した事件（第2事件）について、東京地裁は、2022（令和4）年9月30日、判決を言い渡した（甲A626）。第1事件については訴訟要件を欠く等の理由により却下され、第2事件についても棄却された。しかしながら、第2事件について、判決（甲A626）は、「定住者」への在留資格の変更を許可しなかった点については違法でないとする一方で、法務省入国管理局（当時）入国在留課長の通知（平成25年10月18日管在5357号）が、当事者の各本国において有効に婚姻が成立している場合に、本体者に在留資格があれば、その同性配偶者に告示外特定活動としての「特定活動」への在留資格を付与するとしながら、日本国籍者との配偶者である外国籍者については同通知の射程外と解し、一律に「特定活動」の在留資格を付与しない運用を行っていることは、法の下での平等を定めた憲法14条の趣旨に反するとした。そして、原告らのパートナー関係についての個別的事情を踏まえれば、原告らが本邦において安定的に生活することができるよう人道的配慮を行う必要性があり、アメリカ人の原告に対し「特定活動」への在留資格の変更を認めなかったことは客観的に違法であるとした。ただし、国家賠償は認めなかった。

地裁判決（甲A626）が出された後、控訴期間内に、アメリカ人に対して「特定活動」の在留資格が付与されなかったことから、原告らは控訴した（甲A627）。しかしながら、2023（令和5）年11月2日、控訴は棄却され（甲A1029）、上告及び上告受理が申し立てられている（甲A1030）。

イ 「特定活動」も個別対応に留まり、同様の状況にある者が同じく認められるとは限らないこと

東京地裁判決（甲A626）が出された後の2022（令和4）年10月20日、公明党の谷合正明参議院議員が、外国人同性パートナーへの在留資格付与を認めるべきとして、葉梨康弘法務大臣に答弁を求めたが、葉梨康弘法務大臣は、「しっかりと前向きに検討してまいりたい」とは言ったものの、何ら具体的な進展を伴わない答弁をするにとどまった（甲A628）。社民党の福島みずほ参議院議員も、同年10月27日、この判決について質問をしたが、葉梨康弘法務大臣は、「個別の案件に応じて対応をしていくというのが現在の運用」と述べるのみであり、一律の運用変更を否定するものと言える答弁であった（甲A629）。

その後、控訴審係属中に、控訴人であるアメリカ人男性に、「特定活動」への在留資格変更は許可されたものの、「定住者」への在留資格の変更は認められていない（甲A1029）。

また、控訴人であるアメリカ人男性に「特定活動」への在留資格変更は許可されたが、控訴人であるアメリカ人男性と同じ境遇、すなわち、同性婚ができる国で日本人と外国で婚姻している者であれば「特

定活動」への在留資格変更が認められるとの通知もなされておらず、あくまで個別の取扱いにとどまっている。

第5 地方自治体の動向

1 パートナーシップ制度の広がり、その内在的限界

(1) パートナーシップ制度の広がり

控訴理由書(2)を作成した際に基準とした2023(令和5)年9月2日時点においては、パートナーシップ制度を有することが確認できた地方自治体は343であり、導入自治体人口の日本の総人口に対する割合(人口カバー率)は74.8%であった(控訴理由書(2)・6~7頁。なお、控訴理由書(2)の陳述後に、高知県安芸市(同年6月1日導入)と愛知県幸田町(同年7月1日導入)でも導入されていたことが判明した。また、導入自治体数は、都道府県での導入の場合も都道府県内自治体数を計上するのではなく、単に1と数えている。また、都道府県で導入しておりかつ都道府県内自治体でも導入がある場合は、それぞれを1として数えている)。

しかしながら、2024(令和6)年4月1日時点においてパートナーシップ制度を導入していることが確認できる自治体は、別紙1「パートナーシップ制度導入自治体一覧」のとおり、455となり、わずか7か月の間に約90自治体も増加している(なお、パートナーシップ制度導入自治体も、また、後述するファミリーシップ制度導入自治体も、国等の公的機関が導入自治体数を適宜調査し発表するといったことは行われておらず導入状況の把握は困難であり、実際にはより多くの自治体で導入されている可能性がある)。

増加した自治体の中には、11もの県が含まれている。具体的には、鳥取県(同年10月)、島根県(同月)、山梨県(同年11月)、福井県(同月)、山形県(2024(令和6)年1月)、和歌山県(同年2月)、愛知県(

同年4月)、奈良県(同月)、兵庫県(同月)、徳島県(同月)、大分県(同月)である。これら新たにパートナーシップ制度を導入した11県を含め、パートナーシップ制度を都道府県単位で導入しているのは、25都府県に及ぶ。さらに、神奈川県(県内の基礎自治体は、全部で33市町村)、そして、香川県(県内の基礎自治体は、全部で17市町)では県内の全ての基礎自治体がパートナーシップ制度を導入している。

都道府県単位で導入している、または県内の全基礎自治体で導入しているのは27都府県にもなり、今や、都道府県全域をカバーしていない都道府県のほうが少数である。

そして、導入自治体人口の日本の総人口に対する割合(人口カバー率)は約85%となり、控訴理由書(2)を作成した際に基準とした2023(令和5)年9月2日時点から約1割も増加している(別紙1「パートナーシップ制度導入自治体一覧」参照)。

このように、国が検討すらすることなく法整備を怠っている間に、住民との距離が近く、直接その声が届けられやすい地方自治体レベルにおいては、同性カップルの関係を承認する動きが着実に大きく広がっている。

(2) ファミリーシップ制度の広がり

2021(令和3)年1月、兵庫県明石市で始まった(甲A163)、2者のパートナーシップのみならず、家族として暮らしている子ども(未成年者)との関係も合わせて証明する制度である「ファミリーシップ制度」も、広がりを見せている。

控訴理由書(2)を作成した際に基準とした2023(令和5)年9月2日時点においては、ファミリーシップ制度を有することが確認できた地方自治体は86であった(控訴理由書(2)・7頁)。

しかしながら、2024(令和6)年4月1日時点においてファミリー

シップ制度を導入していることが確認できる自治体は、別紙2「ファミリーシップ制度導入自治体一覧」のとおり、139自治体となり、わずか7か月の間に50以上の自治体が入っている。

国が同性どうしの結婚について何ら検討しない間に、地方自治体は、同性カップルだけでなく、子どもとの関係までも承認する動きを更に広げているのである。

なお、ファミリーシップ制度という形ではなく、希望する場合には子の名前をパートナーシップ制度関係の書類に記載する自治体もある(甲A601)。このような取組みは、2022(令和4)年8月1日時点で、少なくとも12の地方自治体で確認できている(甲A601)。子の名前の記載をするだけで制度名がファミリーシップ制度とならない場合には、その把握は、大変困難である。そのため、子の名前の記載もするパートナーシップ制度を導入する自治体も更に増加していると思われるが、その数は不明である。

(3) 自治体の制度であることの限界・制約

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の広がり、日本社会において、同性カップルの存在を地方自治体が認め、自治体としてできるだけのことをおこなおうとしていることの現れである。パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入により、原告ら第27準備書面・11～12頁でも述べたとおり、住民への啓発や当事者を勇気づけるといった効果のほか、同性カップルということではこれまで使えなかった行政サービスを利用できるようになったり、民間サービスについても利用できるようになったり、利用しやすくなったりするという効果もある。

もっとも、同書面・13～17頁で述べたとおり、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度には、婚姻のような法的効果はなく、婚姻はもちろん、諸外国で導入されている婚姻とは異なる制度、いわゆる登録パートナーシップ制度とは全く異なる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2 地方議会による、同性婚についての国に対する意見書

同性婚に関して、地方自治法99条に基づく、国会や関係行政庁に対する意見書が、下記表の自治体の議会で決議され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣等へ提出されている。

記

	可決年月 日	自治体	意見書の名称	証拠
1	2020 (令和2) 年9月 23日	滋賀県甲賀市	ジェンダー平等社会 の実現をめざす関係 法令の整備を求める 意見書(※「多様な 家族のあり方を認め 、同性婚を実現する 民法改正を行うこと 。」との記載あり。)	甲A1031
2	同年9月 23日	京都府長岡京市	同性婚の法制化に関 する議論の促進を求 める意見書	甲A165甲 A166
3	同年12 月16日	奈良県大和郡山 市	同性婚の法制化に関 する議論の促進を求 める意見書	甲A167

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

4	同月17日	東京都清瀬市	同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書	甲A168
5	同月18日	埼玉県久喜市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A935-1、935-2
6	2021(令和3)年3月29日	京都府京田辺市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A1032
7	同年6月17日	北海道歌志内市	同性婚の法制化にむけた議論の開始を求める意見書	甲A696
8	同年7月8日	北海道札幌市	社会における性的マイノリティーへの理解促進を求める意見書(※「性的指向によって婚姻することが認められない不平等な状況を早急に改めることが求められ	甲A1033

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

			ている。」との記載あり。)	
9	同年12月22日	東京都小金井市	同性婚の法制化を求める意見書	甲A611-1, 611-2
10	同年12月23日	東京都町田市	同性婚を認める法改正に向けた議論の促進を求める意見書	甲A697、698
11	2022(令和4)年3月18日	埼玉県八潮市	同性婚の法制化にむけた議論の開始を求める意見書	甲A1034
12	同年12月16日	福岡県豊前市	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	甲A699
13	2023(令和5)年3月17日	大阪府堺市	LGBTQ+性的少数者への差別を禁止する法律等制定を求める意見書	甲A700、701

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

14	同月24日	滋賀県近江八幡市	LGBT(性的少数者)の人権と個人の尊厳を守る社会の実現を求める意見書(※「同性婚を可能にする民法の改正を進められるよう強く要望します。」との記載あり。)	甲A1035
15	同月25日	東京都国立市	性的マイノリティの人権を守る法整備を求める意見書(※「婚姻制度についても、同性の二者並びにその子どもや親を社会の中で平等にあたりまえに包摂するために同性の二者が現行の制度を利用できるよう法整備する必要がある。」との記載あり。)	甲A1036
16	同月28日	東京都小金井市	性的少数者への差別	甲A1037

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

	日		を解消するための法 制度を求める意見書 (※「同性婚法制化 を実現することを求 める」との記載あり 。)	
17	6月23 日	福岡県大牟田市	同性婚の法制化に向 けた議論の促進を求 める意見書	甲A1038
18	同年6月 27日	福岡県福岡市	同性婚の法制化の議 論を求める意見書	甲A702、 703
19	同年7月 6日	埼玉県久喜市	同性婚の法制化を求 める意見書	甲A704、 705
20	同年7月 7日	東京都中野区	同性間の婚姻に関す る議論を深めること を求める意見書	甲A706、 707
21	同年9月 21日	鳥取県鳥取市	同性婚の法制化の議 論を求める意見書	甲A1039
22	2024 (令和6	大阪府大阪市	同性婚や事実婚を認 める新たな法制度の	甲A1040 -1、104

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

)年3月 27日		確立に向けた議論の 促進を求める意見書	0-2
--	-------------	--	------------------------	-----

3 性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止すること等を規定している条例

性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止すること等を規定している条例については、原告ら第16及び第27準備書面で述べた。

さらに、第27準備書面(2022(令和4)年11月30日付)の作成後も、それらの条例は続々と制定されており、一般財団法人地方自治研究機構のまとめるところでは、2024(令和6)年4月6日時点で、1都1府7県51市12区9町の81自治体での制定が確認できている(甲A1041)。

4 同性パートナーを配偶者や男女事実婚と同様に扱う取扱い

条例で行われている場合、条例によらず運用による場合など様々であるが、パートナーシップ制度を導入する自治体を中心に、同性パートナーを配偶者と同様に扱う取扱い(男女の事実婚を配偶者と同様に扱う場合に、同性パートナーも含む場合を含む)が自治体で広がっている。

例えば、控訴理由書(2)・8頁で述べた、東京の16の区が区職員の同性パートナーを「配偶者」扱いにするよう条例を改正している例がそれにあたる(甲A709)。

他にも、例えば、前述した犯罪被害者遺族給付金訴訟の最高裁判決(甲A950)をうけてのものではなく同最高裁判決前から決まっていたことであるが、大分県は2024(令和6)年4月1日に県としてパートナーシップ制度を開始すると共に、県内の18市町村すべての自治体における共通サービスとして、宣誓制度利用者には、公営住宅への入居だけでなく、自治体が

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

行う犯罪被害者見舞金の支給も認めている（甲A1042）。

これらは、同性のパートナーシップ関係が事実上の婚姻関係に準ずるとする社会通念が形成されていることを示すものであり、他方で、国が同性婚に関する法制化を進めないため、当事者たちの不利益解消に向けて自治体での動きが大幅に先行していることを示している。

5 指定都市市長会や全国知事会

全国20の指定都市の市長からなる指定都市市長会は、地方自治体でパートナーシップ制度が初めて導入された2015（平成27）年11月からわずか2年8か月後の2018（平成30）年7月、国に対する要請「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、内閣府に対して要請を行っている（甲A44、45）。

また、全国知事会は、2023（令和5）年7月26日、山梨宣言（甲A711）を出し、「少子化・人口減少が進む中で、我が国が今後も持続的に発展していくため、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、多様性が尊重され、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けた取組を推進していく。」として、人々の有する違いの中で「性的指向・性自認」を明示し、幸福を実感できる社会の実現に向けた取組の推進を宣言している。

第6 企業の動向

1 同性婚法制化に賛同する企業等が500近くとなり、日本を代表する有名企業も多数含まれていること

2020（令和2）年11月18日に発足した、同性婚法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーンである「Business for Marri

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

age Equality」(甲A174)は、賛同企業・団体が増え続け、「Business for Marriage Equality」または「在日米国商工会議所意見書」(甲A53)に賛同する企業・団体の数は、2024(令和6)年4月11日時点で、487にも及んでいる(甲A1043)。なお、「Business for Marriage Equality」と「在日米国商工会議所意見書」のいずれにも賛同している場合もあるが、重複して数えてはいない。

賛同企業は、2022(令和4)年10月には300社であったが、その後も株式会社リクルート、明治ホールディングス株式会社、横浜ゴム株式会社、東洋インキSCホールディングス、第一三共株式会社からさらに、株式会社大林組、三菱マテリアル株式会社、大東建託株式会社、株式会社東急コミュニティー、株式会社サンゲツなどの建築・不動産業界や製造業の企業を中心に賛同企業が拡大し、約1年間で1.5倍となる450社になった(甲A1044)。そして、前述したとおり、2024(令和6)年4月11日時点で、487となった(甲A1043)。

賛同企業について、国内の上場企業19業種の内、上位10社を対象に賛同企業数を分析したところでは、19業種のうち賛同企業のない分野もあるものの、不動産(積水ハウス、大東建託、三菱地所、東急不動産ホールディングス)、広告・情報通信サービス(ソフトバンク、KDDI、富士通、電通グループ)ではそれぞれ4つずつと半数近くの企業が賛同していたりもし、国内で上場している企業19業種の上位10社のうち、25社が賛同しており(甲A1045)、日本を代表する有名企業に賛同が広がっていることが分かる。

2 経済同友会の宣言

企業経営者が中心となってより良い経済社会や国民生活の充実を目的として活動する公益社団法人経済同友会は、2023(令和5)年6月22日、「ビジネスリーダーによる多様性ある、公正で、包摂的な社会の実現への協働宣言」を発表した(甲A714)。この協働宣言(甲A714)では、「あらゆるビジネスにおいて、多様な人材が、性自認、性的指向、民族、年齢、障がいなどによる不利益を被むることなく、活躍できる組織文化づくりが肝要です。婚姻状況や相手の性別に関わらず、全てのパートナーに公正な機会と福利厚生を提供し、あらゆる人が利用しやすい施設や制度への改善が急務です。」との内容が含まれており、同性婚の実現も含め求められている。同宣言には、568名もの経済同友会の会員等が賛同している(甲A715)。同宣言は、経済同友会の代表幹事名に加えて、G7諸国在日商工会議所の各会頭名も併せて発表された(甲A715)。日本は、他国の経済界からも是正を求められている。

3 従業員や顧客等に対する企業の取組みの増加

(1) 従業員に関する取組み

原告ら第27準備書面・22～23頁で述べたとおり、職場での性的マイノリティに関する取組については、その評価指標である「PRIDE指標」とその認定企業が2016年から発表されている(甲A616、甲A1046)。認定は、毎年行われており、ある年に認定されても、それはその年限りのものである。

「PRIDE指標」においては、同性パートナーがいる従業員向けの内容を含む「<Development:人事制度、プログラム>評価指標」等、5つの評価指標のうち、5つすべてを充たしていればゴールド、4つでシルバー、3つでブロンズの認定となる(甲A617、甲A104

6)。そして、5つの指標のうちの1つである「<Development : 人事制度、プログラム>評価指標」を充たすには、同性パートナーがいる従業員向けの、次にあげる7つの施策のうち3つ以上を実施していることが要件のうちの1つになっている(甲A1046。「<Development : 人事制度、プログラム>評価指標」を充たす要件として、甲A618で示されていたのは下記①から⑤の5つの施策から2つであったが、甲A1046では下記⑥と⑦が加わり、施策が5から7に増え、最低実施数も2から3に増えている。)

記

①休暇・休職(結婚、出産、育児(パートナーの子も含む)、 家族の看護、介護(パートナーおよびパートナーの家族も含む)等)

②支給金(慶事祝い金、弔事見舞金、出産祝い金、家族手当、家賃補助等)

③赴任(赴任手当、移転費、赴任休暇、語学学習補助等)

④その他福利厚生(社宅、ファミリーデー、家族割、保養所等)

⑤会社独自の遺族年金、団体生命保険の受取人に同性パートナーを指定できる。

⑥社外の福利厚生サービスに働きかけ、 戸籍上の同性パートナーも利用することができるようになっている。

⑦戸籍上の同性パートナーの子どもを従業員の子どものとして扱う制度がある (ファミリーシップ制度等)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2023年の認定企業は、ゴールドが326社、シルバーが56社、ブロンズが15社であった(甲A1046)。

少なくともゴールド認定の企業においては、同性パートナーがいる従業員向けの施策(上記の①から⑦)のうちを3つ以上実施しているのは間違いはない。前述したとおり、ゴールド認定の企業数は、326社にもなり、その中には、川崎重工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、株式会社SUBARU、株式会社NTTドコモ、ANAホールディングス株式会社、日本航空株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、日本郵政株式会社など日本の有名企業が多数含まれている(甲A1046)。法律事務所もあり、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、弁護士法人大江橋法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、西村あさひ法律事務所・ベッカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)、森・濱田松本法律事務所、モリソン・フォースター外国法事務所(外国法共同事業)、外国法共同事業法律事務所リンクレータースがゴールド認定を受けている(甲A1046)。また、弁護士会では東京弁護士会がゴールド認定を受けている(甲A1046)。

シルバーやブロンズ認定の中にも同性パートナーがいる従業員向けの施策を実施している企業があると考えられ、また、「PRIDE指標」の認定に応募をしていないが施策を行っている企業もあると思われること

から、同性パートナーがいる従業員向けの施策を行っている企業は相当数にのぼるものと言える。

(2) 顧客に対する取組み

企業内での従業員に対するものだけでなく、対外的に顧客向けサービスも広く行われており、家族割引を同性カップルでも受けられたり、損害保険において被保険者に同性パートナーを含めたり、生命保険の受取人に同性パートナーを指定できたりといった形で、同性パートナーも配偶者と同様と認める取組みが広がっている。

携帯電話などの家族割引サービスや保険などと比べて、住宅ローンは比較的広がりが遅かった分野であるが、その住宅ローンにおいても、例えば、西日本シティ銀行では、自治体のパートナーシップ証明で同性パートナーを配偶者同様の取り扱いをすることとし、カップルでの連帯債務や収入合算を可能としている(甲A1047)。また、福岡銀行は、公正証書で任意後見契約を結び登記をするだけでなく、合意契約に係る公正証書までも必要ではあるが、同性パートナーの連帯債務や収入合算、担保提供を可能としている(甲A605)。不動産会社では、三好不動産が、LGBT専用サイトを立ち上げ、同性カップルの住宅賃借や住宅購入が行いやすくなるよう、会社をあげて取り組んでいる(甲A619)。

第7 弁護士会等弁護士団体の動向

1 弁護士会の意見書等

(1) 日本弁護士連合会によるもの

訴状・28頁でも述べたとおり、2015(平成27)年7月に455名もの申立人によりなされた人権救済申立てを受け、日本弁護士連合会は、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」との内容の意見書(「同性の当事者による婚姻に関する意見書」)を取りまとめ、同意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣に提出された(甲A48、甲A49)。

また、2022(令和4)年11月3日に国連自由権規約人権委員会が発表した総括所見(甲A560-1、560-2。本書面8頁で前述)についても、日本弁護士連合会は、同性婚における差別的扱いの是正等が勧告されたことを述べた上、「日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実等に努力することを強く求める」とする会長声明(「国際人権(自由権)規約委員会の総括所見に対する会長声明」)を、同月9日に出している(甲A620)。

そして、2023(令和5)年2月16日に、同月1日の岸田総理大臣の「社会が変わってしまう」発言や同月3日の荒井元秘書官の差別発言を受けて、差別的発言は、「性的少数者の権利を侵害するものであり、断じて許されない」、「前秘書官による性的少数者に対する差別発言に強く抗議するとともに、国に対し、速やかに、LGBT等の性的少数者に対する理解を深め差別を撤廃するための施策を進め、同性婚法制化を実現することを求める」とした「性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」を発出した(甲A717)。

また、同会は、2023(令和5)年6月30日に、同年5月30日の同性婚に関する名古屋地裁の違憲判決や同年6月8日の同性婚に関する福岡地

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

裁の違憲状態判決を受けて、「国に対し、改めて、婚姻しようとする当事者の性別の組合せに関わりなく誰もが同一の婚姻制度を利用しうるように、法令の改正を速やかに行うことを求める。」との内容の「当事者の性別に関わりなく婚姻を可能とする立法を改めて求める会長声明」を発出した(甲A718)。

さらに、2024(令和6)年4月10日、「札幌高等裁判所判決を受けて同性の当事者による婚姻の速やかな法制化を求める会長声明」と題する会長声明を出し、「改めて、日々重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を解消するべく、国に対し、同性の当事者による婚姻を速やかに法制化することを求め」ている(甲A1048)。

なお、日本弁護士連合会は、「同性の当事者による婚姻に関する意見書」(甲A48、49)とは別に、同性の者も法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等に該当し得るかとの問題もあるため、2021(令和3)年2月18日、「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」(甲A1049)もまとめており、この意見書(甲A1049)は、同月19日、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、都道府県知事、政令指定都市市長、警察庁長官、衆議院議長及び参議院議長宛てに提出された(甲A1050)。

また、日本弁護士連合会は、犯罪被害者遺族給付金訴訟の最高裁判決(甲A950)を受けて、2024年(令和6年)3月27日、「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」を公表し、「各法令等における『事実上婚姻関係と同様の事情にある者』に同性の者が含まれる

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

かについて、各法令等の当該規定の趣旨から再検討されることを期待すること、そして、そもそも、根本的解決のためにも、「同性婚を認める法令の改正が速やかになされるべきである。」としている(甲A1051)。

日本の弁護士が全員加入している日本弁護士連合会によって、同性婚法制化の速やかな実施が再三求められている意味は大きいものがあるが、さらに、各地の弁護士会連合会や弁護士会でも、意見書や決議等が次のとおり相次いで出され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣等に提出されている。以下、控訴理由書(2)以前の書面で記載していたものを含め、一覧にして記す。

(2) 各地の弁護士会連合会によるもの

年月	弁護士会連合会の名称	決議名等	証拠
2018 (平成30) 年7月	北海道弁護士会連合会	同性カップルの家族としての関係を法的に保障するため、婚姻制度の平等を求める決議	甲A46
2021 (令和3)年 11月	近畿弁護士会連合会	同性間の婚姻に関する法改正を求める決議	甲A450
同月	中国地方弁護士会連合会	性の多様性を尊重し、LGBTsの人権を擁護する地域社会の実現と法的整備を求める決議 ※民法・戸籍法等の婚姻等に関する諸規定の速やかな改正の着手等を求めている。	甲A451
同年12月	東北弁護士会連合会	すべての人にとって平等な婚姻制度の実現とパートナーシップ認証制度の創設を求める決議	甲A452

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2022 (令和4)年 11月	四国弁護士会連 合会	性的マイノリティが抱える人権 課題の解決を推進するととも に、同性婚の実現と同性カップ ルの共同生活の法的保護に向け た取組みを求める宣言	甲A621
2023 (令和5)年 9月	九州弁護士会連 合会	すべての人がその性的指向、性 自認及び性表現にかかわらず 生きやすい社会をつくるための 宣言 ※「国が、法律上の性別が同じ カップルの婚姻が可能となるよ う関連する法律を改正するこ と」等を求めている。	甲A105 2

(3) 弁護士会によるもの

年月	弁護士会の名称	決議名等	証拠
2019 (令和元) 年5月	福岡県弁護士会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現を求める決議	甲A47
同年10月	神奈川県弁護士 会	同性間の婚姻を認める法制度の 整備を求める会長声明	甲A103
2021 (令和3) 年2月	仙台弁護士会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現とパートナーシップ 認証制度の創設を求める決議	甲A226
同年3月	東京弁護士会	同性カップルが婚姻できるため の民法改正を求める意見書	甲A227
同月	宮崎県弁護士会	札幌地裁同性婚違憲判決を受け 民法等の速やかな法改正を求め る会長声明	甲A228
同月	沖縄弁護士会	同性婚を認めていない民法及び 戸籍法を違憲と判断した札幌地 裁判決を受けての会長談話	甲A229

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

同年 4 月	札幌弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟第一審違憲判決を受けて国会に早期の立法を求める会長声明	甲 A 2 3 0
同月	福岡県弁護士会	札幌地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明	甲 A 2 3 2
同月	茨城県弁護士会	民法等の関連法令を改正して同性婚を認める立法を求める会長声明	甲 A 7 1 9
同月	長野県弁護士会	74 回目の憲法記念日に寄せる会長談話	甲 A 7 2 0
同年 5 月	熊本県弁護士会	いわゆる同性婚訴訟の札幌地裁判決を受け、早期の法律改正を求める会長声明	甲 A 2 9 2
同月	埼玉弁護士会	同性婚を認めていない民法及び戸籍法の速やかな改正を求める会長声明	甲 A 2 9 3
同月	山口県弁護士会	民法・戸籍法等の婚姻等に関する諸規定の速やかな改正を求めるとともに地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進する会長声明	甲 A 2 9 4
同月	鹿児島県弁護士会	札幌地裁違憲判決（「結婚の自由をすべての人に」事件）を受け、すべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明	甲 A 2 9 5
同月	愛知県弁護士会	民法等の関連法令を改正して同性婚を可能とする立法を求める会長声明	甲 A 2 9 6
2022 (令和4) 年3月	福島県弁護士会	セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向または性自認にかかわらず	甲 A 5 4 1

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

		<p>人権が保障され、すべての人が自分らしい生活を送ることができる地域社会を作ることを求める決議</p> <p>※国が、同性間の婚姻を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うこと等を求めている。</p>	
同年 8 月	福岡県弁護士会	<p>大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明</p> <p>※福岡県弁護士会は、2019（令和元）年5月、「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」（甲A47）を採択し、札幌地裁判決（甲A215）後にも会長声明（甲A232）を出しているが、札幌地裁判決（甲A215）や、合憲とはしたものの、同性カップルにも公認の利益という人格的尊厳に関わる重要な利益が存在し、これを実現する必要があるとした大阪地裁判決（甲A542）に照らせば、同性間の婚姻を認める法制度を整備することに、もはや一刻の猶予もないというべきとして、政府及び国会に対し、本判決の内容を真摯に受け止め、同性間の婚姻制度を直ちに整備することを、改めて求めている。</p>	甲A622
同年 1 2 月	第二東京弁護士会	<p>「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決を受けての会長談話</p>	甲A721

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2023 (令和5) 年1月	神奈川県弁護士会	東京地裁による違憲状態判決を受け、改めてすべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明	甲A722
同年2月	札幌弁護士会	前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求める会長談話	甲A723
同月	鹿児島県弁護士会	前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、改めて、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明	甲A724
同年3月	千葉県弁護士会	「結婚の自由をすべての人に訴訟」東京地裁判決を受け、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を求める会長声明	甲A725
同月	福岡県弁護士会	性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明	甲A726
同月	熊本県弁護士会	内閣総理大臣秘書官による性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする早期の法律改正を求める会長声明	甲A727
同月	山梨県弁護士会	性的少数者に対する差別発言に抗議し、差別を撤廃するために実効性ある施策を進めると共に、同性婚の法制化を実現することを求める会長談話	甲A728
同月	香川県弁護士会	性的マイノリティに対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚の法制化を求める会長声明	甲A729
同月	岡山県弁護士会	性的少数者に対する差別発言に強く抗議し、国に対し、性的指	甲A730

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

		向及び性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある立法を行うことを強く求める会長声明	
同月	愛媛県弁護士会	セクシュアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される社会の実現を求める会長声明	甲A731
同月	福島県弁護士会	前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を即刻実現することを求める会長声明	甲A732
同月	東京弁護士会	性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める会長声明	甲A733
同年4月	山口県弁護士会	内閣総理大臣秘書官による性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする早期の法律改正を求めるとともに地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進する会長声明	甲A734
同年6月	愛知県弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟 名古屋地裁違憲判決を受けて、早期の立法を求める会長声明	甲A735
同月	福岡県弁護士会	名古屋地裁・福岡地裁判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明	甲A736

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

同月	鹿児島県弁護士会	今、改めて、すべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明	甲A737
同年7月	熊本県弁護士会	名古屋地裁判決及び福岡地裁判決を受け、直ちに同性間の婚姻制度の実現を求める会長声明	甲A738
同年8月	大分県弁護士会	すべての人に婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明	甲A739
同年9月	香川県弁護士会	同性婚訴訟における地裁5判決を受け、改めて速やかな同性婚の法制化を求める会長声明	甲A1053
2024 (令和6) 年1月	奈良弁護士会	当事者の性別に関わりなく結婚を可能とする法制度の整備を求める会長声明	甲A1054
同月	京都弁護士会	法制度における性的指向及び性自認を理由とする差別を早急に解消するとともに 性的指向及び性自認を理由とする差別を禁止する法律の早急な制定を求める意見書	甲A1055
同年3月	第二東京弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決を受けて	甲A1056
同月	札幌弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟 控訴審違憲判決を受けて直ちに法整備に着手することを求める会長声明	甲A1057
同年4月	福岡県弁護士会	札幌高裁・東京地裁(二次)判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明	甲A1058

2 弁護士会以外の弁護士団体の動向

(1) 日本組織内弁護士協会の声明

弁護士会以外の弁護士団体としては、2019(平成31)年2月、日本組織内弁護士協会(JILA)が、「LGBTカップルの婚姻の権利に関する理事長声明」を公表している。同声明は、「人材の採用や確保、そして多様な従業員の公平な処遇といった日本でビジネスを行う全ての企業の基本的な問題における多くの課題を解消することを目的として、LGBTカップルの婚姻の権利を日本法上も認めることを提言」している(甲A50)。

(2) 「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会

本件と同種の訴訟の代理人らは各地で弁護団を結成しているが、それら弁護団の全国連絡会において、2024(令和6)年2月6日、岩波ブックレット『同性婚法制化のためのQ&A』(甲A1059)を刊行した。

また、同月14日、「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会は、「公益社団法人MarriageForAllJapan - 結婚の自由をすべての人」との共催により、出版記念シンポジウムを行った。同シンポには、弁護団員のほか、山浦善樹・元最高裁判事、糠塚康江・東北大学名誉教授、駒村圭吾・慶應義塾大学法学部教授が登壇した。この出版記念シンポジウムの後、山浦善樹・元最高裁判事を取材した記事が新聞に掲載され、その中で、山浦善樹・元最高裁判事は、自分より若い裁判官たちの感性に期待しているとし、「今、変わらないとだめだ。諸外国に比べて、既に日本は遅れているのだから」と述べている(甲A1060)。

第8 その他団体の動向

企業や弁護士団体以外の団体も、同性婚の法制化を求める提言を公表する等している。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

1 学術団体の動向

2016(平成28)年、日本家族〈社会と法〉学会は、第33回学術大会・シンポジウム「家族法改正—その課題と立法提案」において、「同性婚制度の導入」として、「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」との規定の新設を提案した(甲A51・日本家族〈社会と法〉学会『家族〈社会と法〉』(日本加除出版、2017)98~99頁)。

また、2017(平成29)年9月、政府に対する勧告権限をも有する日本学術会議(日本学術会議法第5条)が、「個人の利益を否定する強力な国家的ないし社会的利益が存在しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」として、「婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる」とする提言を公表している(甲A52・「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」ii頁、8~11頁)。

さらに、2023(令和5)年3月、ジェンダー法学会の理事会が、「性的指向・性自認(SOGI)に基づく差別を禁止する法律を速やかに制定することを求める理事会声明」を出している(甲A740)。声明においては、「婚姻平等の実現」という章がもうけられ、「速やかに婚姻平等を実現すべきである」と結論づけられている(甲A740)。

2 福祉系団体の動向

2021(令和3)年3月25日、公益社団法人日本社会福祉士会と、公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、2法人共同で、「すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえない存在として尊重することを宣言し」ている立場から、札幌地裁判決(甲

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

A 2 1 5) が「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価」する旨の見解を公表した(甲A 2 3 2)。

また、2022(令和4)年6月27日、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会は、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟に対する大阪地方裁判所判決への声明」を出し、大阪地裁判決(甲A 5 4 2)について、「同性カップルが置かれた過酷な現状を無視して差別を追認する判決だと指摘せざるを得ない。控訴審においては、お互いの合意に基づきカップルが結婚できるよう、司法の果たす役割を十分に踏まえたうえで、婚姻の平等の実現を後押しする判断が下されることを切に期待したい」と大阪地裁判決を批判した上で、婚姻の平等の実現に対し司法が役割を果たすことを期待する旨述べている(甲A 6 2 3)。

3 司法書士会

2023(令和5)年7月14日、東京司法書士会が、「同性間の婚姻制度をめぐる一連の地裁判決を受けて(会長談話)」を出している(甲A 7 4 1)。また、同年8月9日、群馬司法書士会も、「同性婚の法制化を求める会長声明」を出している(甲A 7 4 2)。

第9 当事者調査

宝塚大学看護学部の日高庸晴教授のセクシュアルマイノリティを対象とした大規模オンライン調査(調査期間:2019(令和元)年9月2日から12月1日まで)において、セクシュアルマイノリティが異性と同一法律婚を望んでいるかが調査(甲A 1 7 2・3頁)されており、若い世代ほど希望が高いことが分かった。特に、10代では76.8%が法律婚の適用を望んでいた。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

同じく日高庸晴教授のセクシュアル・マイノリティを対象とした大規模オンライン調査(甲A1021。以下、「2022年当事者オンライン調査」という。)が、2022(令和4)年12月1日から2023(令和5)4月21日に行われ、同性間での婚姻についてもより詳細に質問がなされているため、その結果を述べる。

2022年当事者オンライン調査の有効回答は1万449件であり、47都道府県すべてから回答があった。また、年齢層は20代が27.8%、30代が29.5%と多く、平均年齢は36.5歳である。そして、元々厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究」の一部として始まったという調査の沿革から、ゲイとバイセクシャル男性の回答が過半数を超える(合わせて67%)という特徴がある。

本訴訟と同種訴訟を含む同性婚訴訟の認知割合(甲A1021・24枚目)については、全体の66.5%であったが、生まれたときに割り当てられた性別が女性である場合に認知割合が高かった(レズビアンで89.3%、バイセクシャル女性で86.7%、FTMで86.4%、出生時女性のXジェンダーで87.4%、出生時女性のノンバイナリーで90.3%)。

同性婚を法律で認めてほしいと思うか(甲A1021・25枚目)については、全体の68.6%がそう思うと回答しており、この質問についても、生まれたときに割り当てられた性別が女性である場合に割合が高かった(レズビアンで93.8%、バイセクシャル女性で94.3%、FTMで89.4%、出生時女性のXジェンダーで95.1%、出生時女性のノンバイナリーで94.6%)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

さらに、現在、恋人・パートナーがいる4319人について、自治体のパートナーシップ制度に関連して回答を分析したところでは、現在、自治体のパートナーシップ制度を利用している者の91.5%もが、自治体のパートナーシップ制度を現に利用していても同性婚を法律で認めることを望んでいることが分かった(甲A1021・26枚目)。自治体のパートナーシップ制度が婚姻の代替には全くなっておらず、当事者の婚姻への希望の高さが分かる。

ところで、前述したとおりこのオンライン調査ではゲイとバイセクシャル男性の回答が過半数を超えており、生まれたときに割り当てられた性別が女性である者の割合が少ない。もし生まれたときに割り当てられた性別が女性である者が多く回答する場合には、同性婚訴訟の認知割合も同性婚を法律で認めてほしい割合も、より高くなったものと推測される。

同性婚を求める当事者が少数であれば同性婚を実現しなくてよいということではないが、2022年当事者オンライン調査からは、当事者の同性婚への希望が決して少なくないことが分かる。

第10 世論調査

日本における、同性婚への賛否の状況は、訴状32頁～33頁、原告ら第1、第6及び第9準備書面、第16準備書面・34～37頁、第27準備書面・30～34、控訴理由書(2)17～21頁でも述べたところであるが、控訴理由書(2)作成後に確認できた調査についても補足し、改めてまとめて述べる。なお、同性婚への賛否調査は、大規模なモニタ型ウェブ調査等でも行われている。しかし、そのような調査は調査対象内での賛否の割合は分かるが、調査対象が無作為で抽出されておらず、日本全体の意識を明ら

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

かにするには適さないため、そういった調査は、これまでも、また、以下においても、世論調査として取り上げていない。

さて、同性婚の賛否についての調査は、2015（平成27）年2月、渋谷区でのパートナーシップ制度の導入が報道された頃からしばしば行われるようになった。同年の調査（表（後掲）の①ないし③）において、すでに賛成は多数であった。そして、各調査は調査方法が異なり比較しづらいが、同様の方法で行われている②と⑧の調査を比較すると、2015（平成27）年と2019（令和元）年のわずか4年の間に、「賛成」及び「やや賛成」が51.2%から13.6%も増加して64.8%となっており、もともと多数だった賛成がさらに急速に増えていることが分かる。一方、「反対」及び「やや反対」は41.3%から21.3%も減少して20.0%となっており、賛成と対照的に急速に減っている。

そして、年齢や性別で賛否の傾向を比べられる場合には、どの調査においても、年齢が若いほど賛成は多く、男性より女性のほうが、賛成が多い（下記の表の②、⑧の調査で分かる。年齢については他に、⑭、⑰、⑳など。男女については他に、⑫、⑭、⑰、㉕など）。

ところで、原判決は、26頁及び38頁において、反対の意見を有する者が、60歳以上の年齢層においては肯定的な意見と拮抗しているというが、これは粗雑なまとめ方だと言わざるを得ない。なぜなら、同性婚の賛否については急速に賛成が増え、反対が減っているところ、朝日新聞の2021（令和3）年の調査では、60代は「認めるべきだ」が66%（甲A266, 409）となっており、もはや60代は拮抗しておらず、賛成多数である。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

また、少なくとも原審の口頭弁論終結時以降の調査もある現在であれば、拮抗しているとすれば70歳以上であって、拮抗していない60代を含めて拮抗しているなどと評価するべきではない。

なぜなら、下記の表の⑭の調査によれば、60代は賛成65%、反対24%で賛成が40%も上回っているからである。また、⑳の調査によれば、60代は賛成44%、反対15%でこちらも賛成が30%も上回っている。また、㉑の調査によれば、70歳以上でも賛成が47.0%と過半数近くになっており、なおさら60代では賛成が多いと考えられる。

ところで、年齢、性別のいずれにおいても、賛成が多い層（若年層や女性）は国会議員に少ない層である。国会で同性婚の法制化が進まない要因は、国民の間で賛成が少ないからではなく、国会議員の構成に偏りがあるがゆえであることをうかがわせる。国民の間では賛成が増え続けているにもかかわらず、第12章（56頁以下）で後述するとおり、政府や、最大与党である自由民主党が同性婚の法制化に向け、検討すらせず、動くことのない状況が続いている。

記

	調査名や主体	対象	調査時期	結果	証拠 (いずれも甲号証)
①	朝日新聞		2015 (H27) 年 2月	「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」 認めるべきだ 41% 認めるべきではない 37%	A266 A409
②	2015年 全国調査	20歳から79歳 まで	2015 (H27) 年 3月	「同性どうしの結婚を法で認めること」 賛成 + やや賛成 51.2% 反対 + やや反対 41.3%	A74 p152

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

②は、研究者グループによる調査					
③	毎日新聞	有権者	2015 (H27) 年 3月	「男性同士、女性同士で結婚する同性 婚に賛成ですか、反対ですか」 賛成 44% 反対 39%	A75
④	NHK	18歳以上の国 民	2017 (H29) 年 3月	「男性どうし、女性どうしか結婚する ことを認めるべきだ」 そう思う 50.9% そうは思わない 40.7%	A76 p6 A77
⑤	朝日新聞	有権者	2017 (H29) 年 3月~4月	「同性婚を法律で認めるべきか」 認めるべきだ 49% 認めるべきではない 39%	A78 A79
⑥	全国家庭動向 調査	配偶者のいる女 性	2018 (H30) 年 (同年7月1日 の事実について 記入を求めた)	「男性どうしや、女性どうしの結婚 (同性婚)を法律で認めるべきだ」 まったく賛成+どちらかと言えば賛成 69.5% まったく反対+どちらかと言えば反対 30.5%	A104 p49-50, 72
⑥は、国立社会保障・人口問題研究所による調査					
⑦	大阪市調査	18歳~59歳の 大阪市民	2019 (H30) 年 1月~3月	「同性カップルが法的に結婚できる制 度」に 賛成 + やや賛成 82.8% 反対 + やや反対 15.7%	A105 p54
⑦は、研究者グループによる調査					
⑧	2019年 全国調査	20歳から79歳 まで	2019 (R1) 年 6月~7月	「同性どうしの結婚を法で認めるこ と」 賛成 + やや賛成 64.8% 反対 + やや反対 30.0%	A170
⑧は、研究者グループによる調査。①の調査と同様の方法で行われており、4年間の変化を比較でき る。					
⑨	朝日新聞社と 東京大学の谷 口将紀研究室	有権者	2020(R2) 年 3~4月	同性婚の賛否 (5段階) 賛成 + どちらかと言えば賛成 46% 反対 + どちらかと言えば反対 23%	A171

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

⑩	朝日新聞	有権者	2021(R3)年 3月20、21日 (札幌地裁判決 後)	「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」 認めるべきだ 65% 認めるべきではない 22%	A266 A409
⑪	NHK	全国18歳以上	2021(R3)年 3月26日~28 日	「日本の婚姻制度では、結婚は男女の間に限られています。男性どうし、女性どうしの結婚も認めるべきだという意見があります。こうした意見について、あなたは賛成ですか。それとも反対ですか」 賛成+どちらかと言えば賛成 56.7% 反対+どちらかと言えば反対 36.6%	A624-1, 624-2
⑫	毎日新聞(埼玉大社会調査研究センターの共同調査)	全国240地点の選挙人名簿から無作為に抽出	2021(R3)11月~ 2022(R4)1月	「男性同士、女性同士が結婚する同性婚を法的に認めるべきだと思いますか」 認めるべきだ 46% (男性40%、女性52%) 認める必要はない 16% (男性24%、女性8%)	A624-1, 624-2
⑬	全国家庭動向調査 (国立社会保障・人口問題研究所による調査)	結婚経験がある女性がいる世帯のうち、現在配偶者がいる女性(妻) ※調査対象が性別によって大きく偏っているのに注意	2022年7月	「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」 まったく賛成+どちらかと言えば賛成 75.6% まったく反対+どちらかと言えば反対 24.4%	A755
⑬は、国立社会保障・人口問題研究所による調査。⑥(2018年)と同様の調査が行われており、数値を比較できる。⑥においては、まったく賛成+どちらかと言えば賛成 69.5%、まったく反対+どちらかと言えば反対 30.5%であったので、賛成傾向の回答が増え、反対傾向の回答が減っていることが分かる。					
⑭	NHK	全国の18歳以上の国民	2023年 2月10日~12 日	「同性婚の賛否」 賛成 54% 反対 29% 男女別の賛否 男性 賛成 52% 反対 34% 女性 賛成 57% 反対 22%	A744

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

				年齢別の賛否 18～39歳 賛成 72% 反対 19% 40代 賛成 73% 反対 20% 50代 賛成 66% 反対 22% 60代 賛成 65% 反対 24% 70歳以上 賛成 40% 反対 43% 支持政党別 与党支持層 賛成 51% 反対 37% 野党支持層 賛成 57% 反対 33% 無党派層 賛成 62% 反対 20%	
⑮	共同通信・東京新聞	全国電話世論調査	2023年2月11～13日	同性婚を認める方がよい 64.0% 認めない方がよい 24.9% 「同性婚をめぐる首相発言が適切か」 適切だ 32.2% 適切でない 57.7% 「首相秘書官の発言は適切か」 適切だ 6.3% 適切でない 88.4%	A743
⑯	読売新聞	18歳以上の有権者	2023年2月17日～19日	「同性婚を法的に認めること」 賛成 66% 反対 24%	A746
⑰	毎日新聞		2023年2月18日、19日	「同性婚を法的に認めること」 賛成 54% 反対 26% 「性的少数者の人権が守られていると思うか」 思う 15% 思わない 65%	A745

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

⑱	朝日新聞	全国の有権者	2023年2月18日、19日	「同性婚を法律で認めるべきか」 認めるべきだ 72% 認めるべきではない 18%	A748
⑲	産経新聞とFNN	18歳以上の有権者	2023年2月18日、19日	「同性婚を法的に認めること」 賛成 71.0% 反対 19.6% 自民支持層 賛成 60.3% 反対 29.3% 無党派層 賛成 76.3% 反対 13.5% 18歳から29歳 賛成 91.4% 70歳以上 賛成 47.0% 男性 賛成 65.0% 女性 賛成 76.7%	A747 A1061
⑳	日経新聞とテレビ東京	18歳以上の男女	2023年2月24日～26日	「同性婚を法的に認めること」 賛成 65% 反対 24%	A749
㉑	朝日新聞社と東京大学の谷口将紀研究室	全国の有権者	2023年2月～4月	「男性同士、女性同士の結婚を法律で みとめるべきだ」 賛成 50% 反対 19% 自由民主党支持層 賛成 40% 反対 24%	A754
㉒	時事通信	18歳以上の国民	2023年3月10日～13日	「同性婚を法的に認めること」 賛成 56.7% 反対 18.3%	A750
㉓	共同通信	18歳以上の国民	2023年3月～4月	「同性婚を法的に認めること」 賛成 71% 反対 26%	A752
㉔	NHK	18歳以上の国民	2023年4月7日～9日	「同性どうしの結婚認められるべきと思うか」 認められるべき 44% 認められるべきでない 15% 年齢別の賛否 18～29歳 賛成 68% 反対 8% 30代 賛成 58% 反対 11% 40代	A753

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

				賛成 62% 反対 8% 50代 賛成 50% 反対 11% 60代 賛成 44% 反対 15% 70歳以上 賛成 29% 反対 23%	
②⑤	JNN	全国18歳以上の男女	2023年 5月1日発表	「同性婚を法的に認めること」 賛成 63% 反対 24% 年代・性別 18歳以上30歳未満の男性 賛成 75% 反対 20% 18歳以上30歳未満の女性 賛成 91% 反対 4% 60歳以上の男性 賛成 39% 反対 44% 60歳以上の女性 賛成 49% 反対 29%	A751
②⑥	家族と性と多様性に関する全国アンケート	全国の18～69歳の住民	2023年2～3月	同性カップル(女どうし・男どうしのカップル)が、法的に結婚できる制度 賛成+やや賛成 83.3% 反対+やや反対 15.6%	A1062-1, A1062-2 ・16頁
②⑥は研究者グループによる調査だが、①や⑧とは別の調査グループによるものであり、質問項目も異なる。					

ところで、②⑥の調査は、いわゆるセクシュアルマイノリティの人口割合についても、性的指向アイデンティティや性自認等を問うことで調査している。全国規模で、標本抽出方法も明確にしてこれらのことを調べる調査は、②⑥の調査が初めてである。標本抽出方法は、具体的には「2020年国勢調査時の基本単位区から360地点を抽出。地域ブロック11と都市規模5を組み合わせたセルの人口に比例する抽出地点数を配分。住民基本台帳から等間隔で合計18,000人を抽出(層化二段無作為抽出法)」という方法である(甲A1062-1)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

これまで、セクシュアルマイノリティの人口割合については、13人に1人、11人に1人などと大規模なモニタ（登録者）型ウェブ調査の結果をもとに述べられることがあったが、それら調査は、具体的な調査手法が明らかにされていないこと、モニタ型ウェブ調査は回答謝礼目当てに回答者が手早く回答しがちであり回答の質に問題がある傾向があること、そもそも日本全体を代表するような方法で標本抽出がなされておらず、得られたデータはあくまで回答したモニタ内の割合でしかないことから、日本におけるセクシュアルマイノリティの割合を、モニタ型ウェブ調査をもとに述べるのは不適切である。

㊸の調査まで日本では全国規模の調査がなされてこなかったという状況があり、正確な人口割合の把握のためには、これからさらに調査が行われる必要があるが、㊸の調査は、初めてのもので貴重であるため、少し紹介する。

㊸の調査（甲A1062-2）では、異性愛者は79.0%である一方、同性愛者は0.4%、バイセクシュアルは1.8%であった。また、性的指向アイデンティティを決めたくない・決めていないという人は5.6%であった。そして、同性愛者、バイセクシュアル、トランスジェンダーに当てはまる人は2.6%であった。

第11 国の取組み

1 はじめに

この章では、日本政府の同性愛等への取組みの実態について述べる。それらについては、訴状、原告ら第16準備書面及び第27準備書面・39～44頁で述べているが、補足する。

2 法律上の性別が同じ者どうしの関係の法的保障について取組みを行っていないこと

日本政府は、前述したとおり犯罪被害者遺族給付金について、最高裁判決（甲A950）を受け、同性であることのみを理由として不支給裁定を行う

ことがないよう留意する連絡文書を発出しているが、これは最高裁判決を受けた消極的なものに過ぎない。

日本政府は、法律上の性別が同じ者どうしの関係の法的保障については何ら取組みを行っていない。

3 日本政府が同性愛者等の人権保障を行わずむしろ阻害してきたこと

日本政府は、同性愛者等の人権保障を行わないどころか、むしろ阻害してきた。原告ら第16準備書面・12頁、17頁、23頁及び第27準備書面39～40頁でも述べたとおり、文部省は、同性愛を倒錯型性非行の一つに挙げ、「この同性愛は……一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう」（甲A371・63頁）と記述する「生徒の問題行動に関する基礎資料」を使い続け、当事者団体の指摘により、この記述が不適切であったと文部省が認めたのは1993（平成5）年であった（甲A386）。

4 府中青年の家事件と2000年代以降の政府の取組み

（1）府中青年の家事件

同性愛者の団体の宿泊を伴う施設利用を東京都教育委員会が認めなかったことから提訴されるに至った府中青年の家事件については、東京地裁判決（東京地判平成6年3月30日・甲A387）で、「裁判所の判断」の冒頭に「同性愛、同性愛者について」という項が設けられ、「同性愛は、人間が有する性的指向（sexual orientation）の一つであって、性的意識が同性に向かうものであり、異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである」と述べられ、同性愛と異性愛をいずれも人の性的指向の1

つとし、人間の性のあり方として平等であることが判示された。そして、控訴審でも都に対する賠償請求が認められ、控訴審判決（東京高判1997（平成9）年9月16日・甲A9）は、「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務をおこなうについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許され得ない」と述べた。控訴審判決は、上告されず、確定した。

（2）2000年代以降の政府の取組み

府中青年の家事件高裁判決（甲A9）において同性愛者の権利、利益を擁護することが行政の責務とされたこと、また、日本精神神経学会が同性愛を性的逸脱とみなさないことを明らかにしたこと（甲A205・46頁）は、2000年代以降、行政当局が同性愛者を含む性的マイノリティをめぐる人権課題に取り組む基盤となり、施策が進められることとなった。しかしながら、基盤となったと述べた2つの動きも、当事者が訴訟（甲A8、A9）をし、また、当事者団体が日本精神神経学会等に、同性愛についての見解を問う質問状を出す（原告ら第16準備書面・23～24頁）等、当事者の働きかけによるものであって、日本政府は、受け身であった。

2000年代以降の政府の取組みについては、詳細は、原告ら第16準備書面・24～25頁、29～31頁、23頁及び第27準備書面41～44頁で述べたとおりである。要約すると、政府は、2000年代以降、遅ればせながら、性的指向や性自認（性同一性）に基づく差別を無くすべく啓発を行う等してきたが、性的指向や性自認（性同一性）や、また、セクシュアルマイノリティについての啓発を行うこと自体や差別を禁止すること等を定めた法律はない。そして、政府の取組みの主な内容は啓発であり、実効性に欠

けると言わざるをえない。差別是正のための実効的な施策を行わず、しかも、国自らが法律上の性別が同じ者どうしの婚姻を認めないという差別を行い、放置し続けている。

(3) 近時の政府の取組み

控訴理由書(2) 34～36頁で述べたとおり、自由民主党の一部議員からの偏見に基づく差別的な発言も報道される等する中、紆余曲折を経て、国会では、2023(令和5)年6月16日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、LGBT理解増進法とする)が制定され、同月23日に施行された。

LGBT理解増進法においては、政府は、基本計画(同法8条)と指針(同法12条)を策定しなければならないとされているが、施行から約10か月が経った今も、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」が開かれるだけで、基本計画も指針の試案が同会議に示されることもなく、策定の目処はなんら立っていない(甲A1063)。

第12 国会

1 同性婚についての答弁の状況

国会での同性婚についての審議状況は、原告ら第10準備書面(2021(令和3)年7月21日付)・3～50頁において詳述後、原告ら第27準備書面・45～70頁で新たな質疑や答弁を追加してまとめ、さらに、控訴人ら控訴理由書(2)・24～34頁でも、新たな質疑や答弁を追加している。本節では、控訴理由書(2)以降の質疑や答弁も補足しつつ、要約して述べる。後述のすべての記載において、各議員や大臣等の所属政党や立場は、特筆しない限り、発言時のものである。また、2024(令和6)年4月21日時点で国会会議録検索システム(<https://kokkai.nd>

1. g o . j p / # /) で検索できるものを基本的には記載しているが、検索で出てこなかったものについても、同性婚について質疑がなされていることを把握できたものについては、国会中継配信をもとに文字起こしした。

(1) 内閣総理大臣の答弁

ア 極めて慎重な検討を要する

2015(平成27)年2月18日、参議院本会議において、安倍晋三内閣総理大臣は質問に答えて、「憲法24条は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」と述べた(甲A57・24～27頁)。

その後、憲法改正の検討要否といったことは持ち出されなくなったが、安倍晋三、菅義偉、岸田文雄の歴代の内閣総理大臣、また、質問主意書への回答は、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」といった紋切り型の答弁を繰り返し、検討を要するとただ言うだけで結局のところ検討をしない、という状況が、2022(令和4)年10月ころ(甲A641)まで続いてきた(原告ら第10準備書面・3～50頁及び原告ら第27準備書面・45～52頁)。

イ 社会が変わってしまう

その後、2023(令和5)年2月1日、岸田内閣総理大臣より「社会が変わってしまう」との答弁がなされ、答弁内容に若干の変化

が見られるようになった。なお、岸田内閣総理大臣の答弁は、岸田総内閣総理大臣が用意された原稿を読み上げたものではなく、岸田総理大臣の考えで発言したものであったと後日、松野官房長官が答弁した(甲A772)。

① 2023(令和5)年2月1日 衆議院予算委員会(甲A771)

西村智奈美衆議院議員 (立憲民主党)	これは人権の問題なんですね、同性婚の合法化というのは。そういうふうに、極めて慎重な検討を要するという形で逃げ続ける。それは、先ほどの選択的夫婦別姓の議論でもそうです。逃げ続けるというのは、私はひきょうだというふうに思います。私は、同性婚や選択的夫婦別姓、進めたい、成立させたいというふうに思っているので、こういうことは言いたくありませんけれども、総理、反対だったら反対だというふうに、はっきり言っただけませんか。その場で、何か逃げようとして、そして、検討が必要だとか、国民の間に様々な意見があるとかいうことを理由に逃げるというのは、私は政治家としていかがかというふうに思います。トランプ前大統領、あるいはブーチン大統領、私は、政治家としては政策は全く相入れませんが、お二人は、少なくとも反対だというふうに言っている点だけは、私は岸田総理よりもましだというふうに思います。逃げないでいただきたい。いつまでに検討するのか、明
-----------------------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

	言をしてください。
岸田総理大臣	<p>政治家として、考え方、判断を明らかにすること、これは大事なことではありますが、これはテーマによってそれぞれ使い分けなければならないと思っています。</p> <p>今委員が御指摘になられたテーマ、これは、それぞれの人間の生き方、家族観、考え方に関わるものですが、あわせて、こうした制度を改正することになりますと、<u>日本の国民全てがそれによって大きな関わりを持つことになる、社会が変わっていく、こういった問題でもあります。全ての国民にとっても、家族観や、価値観や、そして社会が変わってしまう、こうした課題であります。</u>だからこそ、社会全体の雰囲気、全体のありよう、こうしたものにしっかり思いを巡らした上で判断することが大事だということを申し上げております。これは、こうした価値観や心に関わる問題、こうした問題については、今申し上げた丁寧さは必要であると私は思っております。</p>

同性婚を認めることになれば、「社会が変わってしまう」という答弁は、同性婚に関して法制化をすると日本社会にマイナスの影響を与えることになるという岸田総理大臣の差別的な考えが露呈した答弁であり、同日以降、この答弁に関して他の議員から複数回にわたり訂正や謝罪を求められることとなった(甲A773、甲A774)。

さらに、2023(令和5)年2月3日の夜、上記岸田総理大臣の

発言に対するオフレコ取材において、当時岸田総理大臣の秘書官を務めていた荒井勝喜氏が、「僕だって見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」、「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」、「社会に与える影響が大きい」、「秘書官室もみんな反対する」との発言をしたとの報道がなされ、かかる報道に基づく質問も国会ではなされることとなった。

ウ 議論が大事

2023(令和5)年2月8日、衆議院予算委員会において、岡本あき子議員から上記「社会が変わってしまう」発言は、当事者から非常にネガティブな表現として受け取られていることで謝罪と撤回を求めたところ、岸田総理大臣は「同性婚制度の導入については、国民生活の基本に関わる問題であり、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであり、その意味で、全ての国民に幅広く関わる問題であるという認識の下に、社会が変わるということを申し上げたわけでありませぬ。これは決してネガティブなことを言っているのではなくして、もとより、議論を否定している、こういったものではありません。こうした問題であるからして、議論が必要だということを申し上げております。国民各層の意見、国会における議論、あるいは同性婚に関する訴訟の動向、また地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入、こうした運用の状況を注視していく必要がある、こうした慎重な検討が必要である、議論が必要である、こういった意味で申し上げたわけでありませぬ。」と答弁し、謝罪及び撤回はしなかつた(甲A773)。

また、同月15日の衆議院予算委員会、同月22日の衆議院予算委員会、同年3月1日の参議院予算委員会、同月2日の参議院予算委員会、同月3日の参議院予算委員会、同月6日の参議院予算委員会、同年4月3日の参議院決算委員会においても、岸田総理大臣は「議論をする

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

ことが大事」、「議論を進めることが重要」、「国民の皆さんの様々な意見、あるいは国会での議論、あるいは同性婚に関わる様々な裁判の結果、また自治体におけるパートナー、パートナー制度等の様々な制度の状況、こういったものもしっかり見ながら議論をしてまいりましょう」などと、議論が大事だという答弁を繰り返し行うようになった（甲A774、甲A776～甲A780、甲A1064）。

エ 注視が必要

さらに、同年10月23日の衆議院本会議及び2024（令和6）年1月31日の衆議院本会議において、岸田総理大臣は、「同性婚制度の導入については、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであり、国民各層の意見、国会における議論の状況、同性婚に関する訴訟の状況、そして地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入状況等を注視していく必要がある」（2023（令和5）年10月23日の衆議院本会議。甲A1065）、「同性婚制度の導入については、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであり、国民各層の意見、また国会における議論の状況、また同性婚に関する訴訟の状況等についても注視していく必要があると考えております。」（2024（令和6）年1月31日の衆議院本会議。甲A1065）と述べ、議論が大事などとは述べず、注視をするという言い方に変わった。

2023（令和5）年10月23日より、岸田内閣総理大臣の答弁は、議論が大事という、わずかばかりの積極的な態度を見いだせなくもない発言すらなされなくなり、ただ、注視の必要性を述べるのみとなった。そして、注視の対象としては、「国民各層の意見」があげられており、賛成多数の世論を見ず、反対意見を偏重する姿勢が疑われる。

オ 小括

2015(平成27)年2月18日の安倍晋三内閣総理大臣の答弁以来、質問主意書含め、歴代の総理大臣は、「極めて慎重な検討を要する」、「議論が大事」、「注視が必要」と言い方は変わってきたが、結局のところ、司法においていかなる判決が出ようが、パートナーシップ制度導入自治体が増えようが、検討、議論、注視のための取組みをなんらおこなっていないことに変わりがない。

(2) 法務大臣の答弁

ア 上川陽子法務大臣

法務大臣が初めて同性婚について答弁したのは、2018(平成30)年6月8日である。上川陽子法務大臣は、「我が国におきましては、法律上、同性婚が認められておりませんし、また、選択的夫婦別氏制度も導入されております。これらの問題につきましては、いずれも家族のあり方にかかわる大変重要な問題でございまして、国民の皆様を意識をしっかりと踏まえた形での、より幅広い検討が必要になるものというふうに考えております。」(甲A272・8頁)と述べ、内閣総理大臣の紋切り型の答弁とは多少は異なるが、結局のところ、検討が必要と言うが検討はしない、という点では同じであった。その後、上川陽子法務大臣は、2018(平成30)年7月5日、「事実婚や同性パートナーの法律上の取扱いを含む家族の法制の在り方につきましては、国民の間にも様々な意見があるところでございまして、その見直しの要否等につきましては、今後の国民意識の変化、また社会情勢の変化等も踏まえながら必要な検討をしてまいりたいというふう

に考えております」(甲A274・4頁)と述べ、検討をしてまいりたいとは述べたが、検討を行っている形跡はない。

イ 山下貴司法務大臣

上川陽子法務大臣の次の法務大臣である山下貴司法務大臣は、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁を繰り返した(2019(平成31)年2月14日、甲A84・21頁~23頁。2019(平成31)年3月22日、甲A275・14、15頁。)

ウ 河井克行法務大臣

山下貴司法務大臣の次の法務大臣である河井克行法務大臣は、2019(令和元)年10月23日、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁をするのみならず、「政府として、現時点において同性婚の導入を検討しておりませんので、具体的な制度導入を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりません」と検討をしていないことを述べ、また、「検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要である」と述べ、検討することの検討が必要との答弁まで行った(甲A88・9~11頁)。

エ 森まさこ法務大臣

河井克行法務大臣の次の法務大臣である森まさこ法務大臣は、2020(令和2)年1月30日、国民の多くが同性婚に賛成していることや、LGBT当事者から婚姻制度について要請がなされていることを知りつつも、国民の議論を待つ、国民の議論を注視するとして、法

務大臣として立法を担う自らが検討の場を設けたり、法制審議会にか
けたりといった積極的な行動を行うそぶりもなく、安倍晋三内閣総理
大臣と同様に、同性婚に対して前向きに行動する意思が法務大臣とし
てはないことが分かる答弁を行った(甲A110・36~38頁)。

オ 上川陽子法務大臣再び

森まさこ法務大臣の次に再度法務大臣になった上川陽子法務大臣
は、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な
検討を要する」という紋切り型の答弁を行い、また、河井克行法務大
臣と同じく、「現時点において同性婚の導入を検討していないというこ
とから、具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否か
の検討もしていない」と述べ、検討していないことを明らかにした
(2021(令和3)年2月25日、甲A280・171~173
頁)。上川陽子法務大臣は、札幌地裁判決(甲A215)後の2021
(令和3)年3月22日、法務省として札幌地裁判決を受けて対応を
検討していることがあるか聞かれたが、確定前のものであり、他の裁
判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視し
ていくとの答弁にとどまった(甲A283・15頁)。

カ 古川禎久法務大臣

上川陽子法務大臣の次の法務大臣である古川禎久法務大臣は、20
22(令和4)年4月22日、衆議院法務委員会において、以下のと
おりの答弁を行い、「同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族
の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要
がある」として、同性婚についていかなる場合に社会的な承認が存在

していると言えるかについて具体的な答弁を避け、「国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたい」とこの期に及んでも、単に注視していきたいと述べるに留まった(甲A642)。

キ 葉梨康弘法務大臣

古川禎久法務大臣の次の法務大臣である葉梨康弘法務大臣は、2022(令和4)年11月1日、衆議院法務委員会において、以下のとおりの答弁を行った。「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」とは述べなかったものの、「同性婚も含めて、やはり家族法制に関わる問題というのは、国民的なコンセンサスと理解、この上に立ってでないとなかなか前に進むことができないということもまた御理解をいただきたいというふうに思います」と述べ、検討を進めるといった積極的な答弁は一切なかった(甲A643)。

ク 齋藤健法務大臣

葉梨康弘法務大臣の次の法務大臣である齋藤健法務大臣は、2023(令和5)年2月14日、衆議院本会議において道下大樹議員が同性婚の速やかな実現を求めたところ、齋藤法務大臣は「同性婚制度の問題は、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民的なコンセンサスと理解を得た上でなければ進めることができないと考えています。そのため、国民各層の意見、国会における議論の状況に加え、同性婚に関する訴訟の動向、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入や運用の状況等を注視してまいり所存であります。」との答弁を行った(甲A781)。齋藤法務大臣は、同年3月9日の参議院

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

法務委員会や4月25日の参議院法務委員会でも繰り返し同様の答弁を繰り返し、「国民各層の意見、国会における議論の状況に加えて、同性婚に関する訴訟の動向、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入や運用の状況、また御指摘のようなイベントも含めまして注視をしてみたい」と述べた(甲A782、甲A783)。

また、同年3月9日の参議院法務委員会において、斎藤法務大臣は、石川大我議員から、岸田総理大臣が今国会で同性婚に関して「議論」という言葉を90回用いており、議論が大事だといっていると問いかけられところ、斎藤法務大臣は、「総理の御趣旨は、同性婚導入の問題は、我が国家族の在り方の根幹に関わる問題なんで、国民的コンセンサスと理解が必要だということでおっしゃられている」との答弁で、むしろ積極的な議論をするつもりはないという返答をした(甲A782)。加えて、同日、石川議員が「この法務委員会の場で議論する場を設けていただきたい」と述べたのに対して、杉久武委員長は、「後刻理事会において協議いたします」と回答したものの、その後の法務委員会ではこれまでと変わらない表面的なやりとりしかなされなかった(甲A782)。

さらに、2023(令和5)年5月11日の参議院法務委員会において、石川大我議員が、斎藤法務大臣が繰り返す国民的なコンセンサスや十分な理解とは何かと問うたところ、斎藤法務大臣は様々な意見や世論調査があるとしながらも、「一議員としての意見を表明した際には、相当私の意見に対して反論、批判を受けたという現実もございま

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

して、なかなか、その世論調査もあるんですけど、実感として、国民的コンセンサスが随分形成されてきたなという実感がなかなか、私自身も正直申し上げて、そういう経緯があったものですから、ないという現実があります。」と答弁した(甲A788)。この答弁からは、同性婚法制化を求める団体(公益社団法人MarriageForAllJapan - 結婚の自由をすべての人に)の院内集会に出席している斎藤法務大臣(甲A107の1ないし3、甲663-1~663-5)であっても、上記第9記載の世論の多数派と異なる同性婚に反対派の意見が寄せられており、その少数派の意見によって、同性婚法制化に向けた議論や検討がなされなくなっていることが分かる。

ケ 小泉龍司法務大臣

斎藤健法務大臣の次の法務大臣である小泉龍司法務大臣は、2023(令和5)年11月8日の衆議院法務委員会において、「オープンな議論を積み重ねていく中で、日本国民としての道筋を見出していければいい、そんなふうに考えております。国民の間に様々な意見があって、それがどうこれから交錯し、お互いに影響を与え合い、そしてそれが積み重なっていったら、国民の大きな方向性としてそれが出てくるか、そういったものを見守っていく。国民の代表である国会議員、もちろんこの国会の場でもしっかりと議論していただくことが必要でありますし、法務省としては、引き続き積極的に情報の提供、今申し上げたような視点から情報の提供をしっかりと行っていきたいと思っております。」と述べ、議論の必要性を述べた(甲A1067)。しかしながら、吉田はるみ議員から賛成が7割となる世論や人口の6割を超え

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

るパートナーシップ制度の導入状況を聞かされても、小泉龍司法務大臣は、「お一人お一人の価値観、心の持ち方、家族関係というものに対する思い、深い思い、そういった、なかなか形にできない深い思いが交錯する中で議論をしていかなければいけない。」という答弁がなされるにとどまり、世論調査やパートナーシップ制度の状況を軽視し、また、婚姻を求める当事者の困りごとなどに焦点を当てることなく、必ずしも当事者でもない者も含めた思いをことさらにおもんばかった議論の必要性を述べるという答弁となった(甲A1067)。

小泉龍司法務大臣は、2023(令和5)年11月9日の参議院法務委員会(甲A1068)、同月14日の参議院法務委員会(甲A1069)、2024(令和6)年3月15日の衆議院法務委員会(甲A1070)、26日の衆議院法務委員会(甲A1071)、同月27日の衆議院の法務委員会(甲A1072)、同年4月11日の参議院法務委員会(甲A1073)、同月19日の参議院の法務委員会(甲A1074)でも同性婚について質問をされ、岸田内閣総理大臣とは異なり紋切り型にとどまらない答弁もなくはないものの、結局のところ、「国民各層の意見、なかんずく国会における議論、こういった状況をつぶさに見て、こういったものをしっかり把握しつつ、注視しつつ、地方自治体におけるパートナーシップの制度の導入や運用の状況等も見ながら、コンセンサスの状況を判断していきたいと思っております。」(2024(令和6)年3月26日の衆議院法務委員会、甲A1071)といった、内実としてはあくまで注視するにとどまる答弁となってい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

る。このことは、本村議員から、「普遍的価値を持つ個人の尊厳、人権は、多数派の理解、許容が必ず必要なのではないでしょうか」と問われても、「様々な意見がまだありますので、そういった方々の理解、コンセンサス、これもやはり求めていく必要はある」と答えるばかりで変わりはない(2024(令和6)年3月27日の衆議院法務委員会、甲A1072)。

そして、法制審への諮問やワーキングチームの設置などの提案や当事者と会って話を聞く等の提案を受けても、応じるといった返答は一切ない(甲A1068、A1070、A1072)。

ク 小括

法務大臣については、総理大臣よりは、紋切り型の答弁にとどまらない大臣もいるものの、結局のところ、言葉はいろいろと変わっても、ただ先延ばしにしているという他ない状況が続いている。

2 婚姻平等法案

2019(令和元)年6月3日には、同性婚を法制化するよう「民法の一部を改正する法律案」(第198回国会衆法第15号)が立憲民主党、日本共産党、社会民主党により衆議院に提出された(甲A69、甲A70、甲A71)。しかし、審議されないまま(甲A405)、2021(令和3)年10月14日に衆議院が解散され廃案となった。

また、2023(令和5)年3月6日に立憲民主党・社民党から婚姻平等法律案が提出され(甲A784)、同月29日に共産党からも法案が提出された(甲A785)。2019(令和元)年に続く2度目の提出である。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2度目の提出後、同年3月6日に参議院予算委員会において、同性婚に関する法律を作りましょうとの石川大我議員の発言に対し、岸田総理大臣は「一人一人の家族観ですとか幅広い国民生活に関わる課題であるからして、こうした求める声もある中、是非、国民の議論や国会での議論、さらには裁判の様々な行方、そして地方自治体におけるパートナーシップ制度のこの状況、こういったものをしっかり踏まえながら議論を進めていくべき」との答弁にとどまった。さらに、法案を提出したのだから、これについて議論をしましょう、法務委員会で議論しましょうとの石川議員の発言に対しては、岸田総理大臣は、「御指摘の議員立法の議論、国会での議論も注視しながら、政府としての取組を進めてまいります。」として、実際に法案の具体的内容について議論をすることはなかった(甲A780)。これは、斎藤法務大臣においても同様であり、同年3月8日の衆議院法務委員会において、鎌田さゆり議員から提出した法案についての意見を求められた斎藤法務大臣は「3月6日に御党が法案を提出されたことは承知しておりますが、その取扱いは国会においてお決めいただければと思います。」との答弁で、国会の判断に委ねるとして担当委員会である法務委員会においても、具体的な議論を行うことはしなかった(甲A786)。さらに、同年3月9日参議院法務委員会において、石川大我議員が婚姻平等法について法務委員会で積極的に扱うようにとの岸田総理大臣の指示があったか否かを斎藤法務大臣に問うたところ、斎藤法務大臣は「(岸田総理大臣との話が)一つ一つその内容がどうだったこうだったかということはお答えを差し控えたい」としか述べなかった(甲A782)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

結局、衆議院に提出されたものも、参議院に提出されたものも、何ら審議はなされていない(甲A1075参照)。

3 その他の関連法案

(1) 差別解消法案について

2016(平成28)年5月、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第190回国会衆法第57号)が、民進党・無所属クラブ、日本共産党、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党・市民連合により、衆議院に提出された。しかし、審議されないまま廃案となった。

2018(平成30)年にも、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」は、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、自由党、社会民主党及び衆議院の会派「無所属の会」により衆議院に提出されたが(第197回国会衆法第12号)、この法律案も、上記の「民法の一部を改正する法律案」と同じく、2021(令和3)年10月14日に衆議院が解散され、やはり審議されないまま廃案となった(甲A401)。

(2) 理解増進法

差別の解消をうたう法律については審議もされない一方、2023(令和5)年6月16日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、LGBT理解増進法とする)が制定され、同月23日に施行された。もともと約2年前の2021(令和3)年に超党派で合意されたはずのLGBT理解増進法の「合意案」は反故にされた上、同年には、自由民主党内の反対により国会に提出されることはなかった。

2023(令和5)年にLGBT理解増進法が成立することになったのは

、前述した荒井元首相秘書官の差別発言によるものであった。差別発言がきっかけになって、停滞状態が急激に変化した。

最終的には、超党派で合意されていた法案には「性的指向や性自認に関する差別は許されない」という表現があったが、目的からこの一文が削除され、基本理念では「不当な差別はあってはならない」という文言に修正され、また、「性自認」の文言が削除され、「性同一性」に変更された。

これらの修正は、自由民主党内で「自らの認識で性を決定できると解釈されれば、社会の混乱を招く懸念がある」「男性が『今日から女性になる』と言って女性用トイレに入るなど悪用の懸念がある」という主張があり、これに配慮したものとみられる(甲A791、甲A792)。これらは性的少数者への理解を欠いた無知又は偏見から来る誤った見識による主張に他ならない。本来は性的少数者への差別禁止が求められて法制化を目指していたものが、このように、自由民主党議員の無知又は無理解による差別的な発言や思想により、差別禁止法から理解抑制法とも呼べる後退した法律が制定されるに至った。

理解抑制法というのは、自由民主党の一部議員の認識にもよるものであって、例えば、自由民主党の西田昌司議員は、「実際にこの法律がもし通ったら、そういう基本計画を議論する中で、具体的にガイドラインに示したい。そうすると、いま一部の自治体で先鋭的なこと(教育)がされている所もあるようだから、そこに対するある種の抑止力というかね、まさに理解増進ということになる。」と述べ、自治体で行われている取組みを抑止する意図があることを公にしている(甲A1076)。また、自由民主党の古屋圭司議員も、「この法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くこと等強調したい。」とブログに記して公にしており、同じく、法律が抑止力になるとの考えを公にしている(甲A1077)。

同性婚を巡っては、これまでになされた7つの判決のうち、合憲と明確に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

判断した判決が1つだけという異例の司法判断が続いているが、国会では、結局なんらの検討も、議論も、注視もなされていない。

そのことは、LGBT理解増進法の成立過程や自由民主党の一部国会議員の発言からは全くもって不思議ではなく、現在の国会で、同性婚について、人権や平等の観点を踏まえて政府や自由民主党の国会議員がまともに議論できるとは到底思えない状況である。

4 候補者アンケート調査

国政選挙の立候補者全員を対象として同性婚の賛否についても問うアンケート調査は、2016（平成28）年7月10日投票の第24回参議院議員通常選挙から行われている（甲A64）。この調査は、2017（平成29）年10月22日投票の第48回衆議院議員総選挙（甲A66）、2019（令和元）年7月21日投票の第25回参議院議員通常選挙（甲A65）、2021（令和3）年10月31日投票の第49回衆議院議員総選挙（甲A420）、2022（令和4）年7月10日投票の第26回参議院議員通常選挙（甲A654）と、2016（平成28）年以降のすべての国政選挙（補選は除く）で行われており、ほとんどすべての国会議員がアンケート調査の対象となっているはずである。これらの調査はいずれも朝日新聞と東大谷口研究室による共同調査であり、質問項目はいずれも、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」である。衆議院選挙で2回、参議院選挙で3回、調査が行われており、2回以上調査の対象となっている国会議員もいる。

朝日新聞という全国紙の新聞社による調査がなされてきたことにより、国会議員立候補者のほとんどすべてが、同性婚の法制化は全国紙の新聞社が調査を行うほどの重要な政策課題だと強く認識したはずである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

また、同性婚への賛否については、2021（令和3）年の衆院選と2022（令和4）年の参院選とで、NHK（甲A655-1, 655-2, 656-1, 656-2）、毎日新聞（甲A657-1, 657-2, 658-1, 658-2）、日本テレビ（甲A659, 660）でも全候補者アンケート調査が行われており、それらの調査によっても、候補者らは、同性婚の法制化は全国紙の新聞社やNHKなどの大手メディアが調査を行うほどの重要な政策課題だと強く認識したはずである。

5 国会議員の同性婚への賛否の割合

公益社団法人Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に（以下、「マリフォー」という。）は、前述した朝日新聞と東大谷口研究室による共同での候補者アンケート調査をもとに、国会議員の同性婚への賛否等を明示するサイトである「マリフォー国会メーター」（<https://meter.marriageforall.jp/>）を作っている。

マリフォー国会メーターでは、朝日新聞と東大谷口研究室の最新の調査結果に基づくことを原則とし、例外的にマリフォーに直接意見の変更の連絡があった場合には変更後の意見に基づき、賛否を示している（甲A661-1）。

マリフォー国会メーターによると、2024（令和6）年4月21日時点で、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」に「賛成」と「どちらかと言えば賛成」の議員は、国会議員の42%（甲A1078-1）、衆議院議員の40%（甲A1078-3）、参議院議員の45%（甲A1078-3）にものぼり、過半数が近づいてきている。また特筆すべきは、賛成して

いない議員の多くは、「どちらとも言えない」や無回答であって、賛成と反対の議員が拮抗しているわけではないことである（甲A1078-1～1078-3）。

後で述べるとおり、主要政党で、党として同性婚に賛成していない政党は、自由民主党や国民民主党のみであるところ、どちらの党も、「どちらとも言えない」や無回答の議員が多く、反対議員が多数というわけではなく、多数は、「どちらとも言えない」議員である（甲A1079）。

6 マリフォー国会（院内集会）

マリフォーの主催する院内集会「マリフォー国会」は、これまでに6回、議員会館内で開催された。

（1）第1回マリフォー国会

第1回は、2019（令和元）年11月19日に開催された。本院内集会に向けて、与野党を問わず、35名の国会議員からの賛同メッセージが送られた（甲A106）。現在の法務大臣である齋藤健衆議院議員（自由民主党）が出席し、「私はこういう多様性のある社会のなかで、どれだけ相手の立場に立って考えることができるかというのが、社会の進歩なんじゃないかと思っております。」と述べ、制度設計を前提として、理解を深めることの重要性をスピーチするなど、与野党問わず、25名の国会議員が参加し、スピーチをした（甲A107-1～3）。

（2）第2回マリフォー国会

第2回は、2020（令和2）年11月26日に開催された。第2回マリフォー国会に参加した国会議員は16名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は16名であった（甲A169・2頁）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

また、その他、第2回マリフォー国会にメッセージを寄せた議員は、前回は大幅に上回って55となり、その中には、河村建夫議員、野田聖子議員、河野太郎議員といった与党である自由民主党の議員も含まれていた(甲A169・1頁)。

(3) 第3回マリフォー国会

第3回は、2021(令和3)年3月25日に、札幌地裁判決(甲A215)を受け、緊急開催された。第3回マリフォー国会に参加した国会議員は40名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は17名であった(甲A264)。鹿児島第1選挙区選出の自由民主党の宮路拓馬衆議院議員もスピーチを行った(甲A264)。また、第3回マリフォー国会にメッセージを寄せた議員は44となり、その中には、福岡第7選挙区選出の衆議院議員である藤丸敏議員、小倉將信議員、國場幸之助議員、平将明議員といった与党である自由民主党の議員も含まれていた(甲A265)。

(4) 第4回マリフォー国会

第4回は、2022(令和4)年4月22日に開催された。第4回マリフォー国会に参加した国会議員は33名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は32名となり、国会議員と秘書とを合わせた合計人数は65人で過去最多であった(甲A662)。また、その他、同院内集会にメッセージを寄せた議員も、過去最多の90名となり、その中には、齋藤健議員(現法務大臣)、鹿児島第1選挙区選出の自由民主党の衆議院議員の宮路拓馬議員、北九州市に地元事務所がある自見はなこ議員、中根一幸議員、小倉將信議員、三宅伸吾議員といっ

た、与党である自由民主党の議員も含まれていた（甲A663-1～663-5）。

（5）第5回マリフォー国会

第5回は、2023（令和5）年6月21日に開催された。第5回マリフォー国会に参加した国会議員は44名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は28名となり、国会議員と秘書とを合わせた合計人数は72人で過去最多であった（甲A662）。自由民主党の会場での参加議員は、議員本人参加が、柿沢未途衆議院議員、牧島かれん衆議院議員、三宅伸吾参議院議員、宮路拓馬衆議院議員、あべ俊子衆議院議員、秘書のみの出席が中西健治衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、岩屋毅衆議院議員、山本左近衆議院議員、鈴木憲和衆議院議員の計10人であった（甲A787）。

（6）第6回マリフォー国会

第6回マリフォー国会（甲A1080）は、2023（令和6）年3月21日に開催された。第6回マリフォー国会に参加した国会議員は40名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は32名となり、国会議員と秘書とを合わせた合計人数は72人で第5回と並び過去最多であった。また、自由民主党の会場での参加議員は、議員本人参加が、牧島かれん衆議院議員、宮路拓馬衆議院議員、秘書のみの出席が中西健治衆議院議員、細野豪志衆議院議員、英利アルフィヤ衆議院議員、三宅伸吾参議院議員の計6人であった。

また、第6回マリフォー国会では、初の試みとして、主要政党に党として、同性婚に対する賛否の表明を求めた。自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、日本共産党、国民民主党、れいわ新選組、教育

無償化を実現する会、社会民主党の9党から党を代表しての出席があった。

党として、同性婚に賛成と答えたのは、自由民主党と国民民主党を除く7党であった。

自由民主党を代表して出席した牧島かれん議員は、○と△の札を上げたものの、「党内では現状、議論の場がない。判決を受け止め、議論の場を作りたい」(甲A1080、1081)とのことであった。議論をして結論が出ていないのですらなく、そもそも議論の場がないのが自由民主党の状況である。

国民民主党を代表して出席した玉木雄一郎党代表も、○と△の札を上げた。国民民主党は、「党内でまだ正式な意思決定をしていない」(甲A1080、1081)とのことであった。

第13 自由民主党

1 自由民主党の党としての考え

自由民主党は、前述したとおり、これまで出された7つの判決のうち本件諸規定を明確に合憲だとした判決が1つしかないという状況にもかかわらず、党としての考えがまとまっておらず、そもそも、議論をする場すら、党内にない。

これまでの自由民主党の党としての考えをふりかえてみると、第49回衆議院議員総選挙(2021(令和3)年10月31日投票)では、主要政党においては、自由民主党のみが同性婚に否定的であった(甲A410)。そして、同党の2021年の総合政策集(甲A664)を「同性婚」で検索してもヒットすることはなく、「LGBT」、「性的マイノリティ」、「性的指向」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

で検索した結果ヒットしたのは、以下の記載のみであり、立法施策は理解増進法の制定に留まっていた。

「性的指向・性自認に関する理解の増進

性的指向・性自認（LGBT）に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の速やかな制定を実現するとともに、民間や各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、多様性を認め、寛容であたたかい社会を築きます。」

（甲A664・135頁）

また、26回参議院議員通常選挙（2022（令和4）年7月10日投票）に際して政党を対象として行われた調査『みんなの未来を選ぶためのチェックリスト—参議院選挙2022—』での「同性婚の法制化を実現しますか」という質問に対し、調査対象となった政党の中では唯一自由民主党だけが×と回答し、自由民主党を除く全政党（但し、調査対象となっていなかった参政党、NHK党を除く）が、○と回答した（甲A665）。自由民主党は、自治体が導入しているパートナーシップ制度についてさえ、「是非を含めた慎重な検討が必要」と極めて消極的な回答をしていた（甲A665）。さらに、2022年の自由民主党の総合政策集（甲A666）においては、「同性婚」で検索してもヒットすることはなく、「LGBT」、「性的マイノリティ」、「性的指向」で検索した結果、ヒットしたのは「性的マイノリティ」でヒットした以下の記載のみであった。

「性的マイノリティの理解増進

性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ります。また性別不平等の対応に関

し、生命の尊厳を守る観点から時勢に応じた法制度等の見直しを行います。」

(甲A666・149頁)

2021年の総合政策集(甲A664)では理解増進法の制定をあげていた自由民主党だったが、2022年の総合政策集(甲A666)では、「理解増進を図ります」とは記載しているものの、「理解増進法」という言葉はなくなり、理解増進は立法施策から外れされていた。

以上のとおり、年々、同性婚の法制化実現に対する政党の関心や意欲は高まり、与党である公明党含め、ほとんどの政党が同性婚の法制化の実現に賛成し実現に向け見解を明確に表明するようになった中、自由民主党は、同性婚の法制化に対する意見を党として議論する場すらなく、さらに、自治体が導入しているパートナーシップ制度についてさえ、「是非を含めた慎重な検討が必要」と極めて消極的な回答をしている(甲A403、665)。

2 国会議員や国政選挙の候補者において、同性婚賛成の割合が他党に比べ極めて低いこと

前述してきたとおり、同性婚については、国民の多数が(本書面第10章(44頁以下))、また、全国国会議員の42%が(本書面第12章第5節(73頁以下))、そしてほとんどの政党(本書面前章第6節第6項(77頁以下)及び前節(78頁以下))が賛成するなどしているにもかかわらず、自由民主党や政府においては、同性婚は検討すらされることなく、実現していない。

その大きな要因は、政権最大与党である自由民主党自体の体質にあると言わざるをえない。

自由民主党にも同性婚に賛成の議員はおり、その人数は増えてはきているものの、他党に比べまだまだ少ない。前述したマリフォー国会メーターにおいて

は、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」という質問に対して、党ごとに、賛否ごとの議員の人数を調べられるページがある (<https://meter.marriageforall.jp/letter/>)。自由民主党について調べると、375名の国会議員のうち、「賛成」が19名、「どちらかと言えば賛成」が22名に過ぎない。割合では、約11%に過ぎない。なお、「反対」は55名、「どちらかと言えば反対」は66名、そして、「どちらとも言えない」は162名、無回答は51名である(甲A1082)。

なお、自由民主党に限らず全ての国会議員に対する、「賛成」と「どちらかと言えば賛成」をあわせた割合は前述したとおり42%である(甲A1078-1)。しかしながら、自由民主党内の国会議員において、「賛成」と「どちらかと言えば賛成」の議員の割合はわずか約11%であり、極端に少ないことが分かる。

また、2016(平成28)年の参院選、2017(平成29)年衆院選、2019(令和元)年の参院選の3回のアンケート調査を通し、自由民主党の候補者においては、同性婚に対する反対を表明する者の割合は減る一方、中立、または賛成を表明する者の割合は増えている(甲A67)。さらに、2017(平成29)年衆院選と2021(令和3)年の衆院選との比較(甲A668)でも、自由民主党候補者においても、賛成寄りでは9%から12%と、わずか3%ではあるが増えている。また、「どちらとも言えない」が、45%から50%となり、5%増加した。反対寄りは46%から38%となり、8%減った。2019(令和元)年の参院選と2022(令和4)年の参院選の比較

(甲A669)でも、自由民主党では賛成寄りの回答は9%から14%へ5%増えたに過ぎない。

自由民主党においても、同性婚について賛成が増え、反対が減る傾向は認められるものの、その変化は小幅である。

一方、自由民主党に限らず各国政選挙の候補者全体について言えば、2021(令和3)年の衆院選では、候補者全体の同性婚への賛成寄りの割合は61%、どちらとも言えない25%、反対寄り15%であり、自由民主党候補者の賛否割合とは傾向が大きく異なる(甲A甲A668)。また、2022(令和4)年の参院選でも、自由民主党は賛成寄りが14%に留まる中、公明党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党、れいわ新選組、社民党は、いずれも賛成寄りの回答が9割を超えており(甲A669)、自由民主党の候補者の賛成者の少なさが際立っている。

3 自由民主党内と党支持層との間にも大きなギャップがあること

自由民主党の支持層においても、同性婚への賛成は増加している。

第10章(本書面44頁以下)でとりあげた朝日新聞と東大谷口研究室の共同調査(2020(令和2)年3月から4月に実施。本書面47頁以下の表では⑨)では、自由民主党の支持層で同性婚に「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と答えたのは、41%にもなり、2017(平成29)年の衆院選の時の24%と比べ、17%も増加している(甲A171)。また、自由民主党の支持層で同性婚に「反対」または「どちらかと言えば反対」と答えたのは、29%であり、2017(平成29)年の衆院選の時の46%と比べ、17%も減少している(甲A171)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

自由民主党支持層と自由民主党候補者とを比べてみると、2017（平成29）年の衆院選では、「賛成」または「どちらかと言えば賛成」は候補者では9%である一方、支持層では24%、また、2019（令和元）年の参院選では、「賛成」または「どちらかと言えば賛成」は候補者では9%である、支持層では41%であった（但し、支持層の調査は2020（令和2）年3月から4月に実施）となっている（甲A171）。

さらに、2021（令和3）年3月20日、21日に行われた朝日新聞調査（本書面47頁以下の表では⑩）では、朝日新聞と東大谷口研究室の共同調査とは質問項目や選択肢に違いはあり単純に対照はできないものの、自由民主党支持層においても、「男性同士、女性同士の結婚を、法律で認めるべきだと思いますか」という質問に「認めるべき」と回答した者が57%にもなっている（甲A409）。

また、2023（令和5）年2月10日から22日に行われたNHKの調査（本書面47頁以下の表では⑭）では、自由民主党ではなく公明党支持者も含むものと考えられるが、与党支持層における賛成は51%にもなり、反対の37%を14%も上回っている。

さらに、2023（令和5）年2月18日と19日に行われた産経新聞とFNNの共同調査（本書面47頁以下の表では⑰）では、自民支持層の賛成は60.3%である一方、反対は29.3%と半分以下である。

また、2023（令和5）年2月から4月に行われた朝日新聞と東大谷口研究室の共同調査（本書面47頁以下の表では⑳）では、自由民主党の支持層で同性婚に「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と答えたのは、40

%である一方、同性婚に「反対」または「どちらかと言えば反対」と答えたのは、24%である。2020（令和2）年3月から4月の朝日新聞と東大谷口研究室の共同調査（本書面47頁以下の表では⑨）と比べると、「賛成」または「どちらかと言えば賛成」は1%減ったものの、「反対」または「どちらかと言えば反対」は、5%減っている。

以上のとおり、自由民主党の国政選挙の候補者と世論との間に大きなギャップがあるのみならず、自由民主党の国政選挙の候補者や現職国会議員と、自由民主党の支持層との間でも同性婚の賛否について大きなギャップがあることが分かる。

4 自由民主党の国会議員による相次ぐ差別的言動

LGBTの理解を増進する法案さえ党内で合意が得られない自由民主党には、同性愛者をはじめとするLGBTに対する差別的な考えや偏見を持ち、さらに、それを表明して憚らない国会議員が少なからず存在する。

近年に絞って以下で述べる。

例えば、2018（平成30）年7月18日発売（甲A670-1）の『新潮45』という雑誌において、杉田水脈衆議院議員は、『『LGBT』支援の度が過ぎる』という文章（甲A670-2）を発表した。この文章中、杉田議員は「LGBTだからといって実際そんなに差別されているものでしょうか」と述べ、さらに、自分自身は気にせず付き合えるし、多くの人にとっても同じではないかとも記し、LGBTに対する偏見が及ぼす影響を軽視するのみならず、婚姻からも排除され制度がないことによる様々な法律上や事実上の困難があることも安易に無効化した。さらに、「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか」とも反語的に疑問を投げかけた上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

で、「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです。」と断じた。その内容もさることながら、口頭であればうっかり言ってしまったということもあろうが、杉田水脈議員の場合、文章の形で綿々に行われた差別的言動である点においても、その差別性が際立っている。

杉田水脈議員のこの文章は大きな社会的非難の対象となったが、その後、杉田水脈議員は、謝罪も撤回もしないまま、総務政務官に登用されている。国会では、杉田水脈総務政務官に対し、謝罪や撤回等を求める質問がなされているが、杉田水脈議員は、「結果として不快に感じたり傷つけられた方がいらっしゃることは大変重く受け止めております。」「配慮を欠いた表現をしたことは率直に反省をしております。」「差別をするような意図も全くない」との発言を繰り返したりするだけで、相変わらず謝罪や撤回には応じていない(甲A671、甲A789)。

杉田水脈議員の差別的な雑誌寄稿文(甲A670-2)への批判が高まる中、同月29日、谷川とむ衆議院議員は、ネットテレビ「Abema(アベマ)TV」において、同性婚や夫婦別姓を認めない政府への疑問が呈されたのに対し、「多様性を認めないわけではないが、法律化する必要はない。『趣味』みたいなもので」と述べた。また、さらに、「男が男だけ、女が女だけ好きになったら、多分この国は……」と言いかける場面もあった。(甲A672)

2019(平成31)年1月3日、平沢勝栄衆議院議員は、山梨県内で開かれた集会で「性的少数者(LGBT)ばかりになったら国はつぶれる」との趣旨の発言をした。これについては、平沢勝栄議員自身が5日、取材に対し事実関係を認めた。(甲A673)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

2021(令和3)年5月20日、自由民主党内での会合で、いわゆる「LGBT理解増進法案」についての議論が行われる中で、築和生衆議院議員(現在は文部科学副大臣に登用されている)が、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じだ」と述べたと報じられた(甲A674)。築和生議員は朝日新聞の取材に書面で「ご照会頂いた会議は非公開のため、発言についてお答えすることは差し控えさせて頂く」と答えており、発言を否定していない(甲A674)。他にも、西田昌司参議院議員(当時、自由民主党政務調査会長代理)が、「『(性的少数者の当事者も非当事者も)お互い我慢して社会を守る受忍義務がある』と主張。こうした『道徳的な価値観』を無視し、『差別があったら訴訟となれば社会が壊れる』との趣旨の発言をした」とも報じられた(甲A674)。

2022(令和4)年6月22日、参議院の比例代表に自由民主党から立候補した井上義行氏(現在は、参議院議員。自由民主党所属)が、出陣式で、以下のとおり述べた(甲A675)。

「今私は分岐点だというふうに思っています。なぜ分岐点か。それは今まで2000年培った家族の形が、だんだんと他の外国からの勢力によって変えられようとしているんです。昔は皆さん、考えてみてください。おじいちゃんおばあちゃんやお孫さんと住んだ3世代を。その時は社会保障そんなに膨れてこなかった。でも核家族だ、核家族だ、個々主義だ、こういうことを言っている」

「そしてどんだんどんだん、僕はあえて言いますよ、同性愛とか色んなことでどんだん可哀想だと言って、じゃあ家族ができないで、家庭ができない

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

で、子どもたちは本当に日本に本当に引き継いでいけるんですか。しっかりと家族を産み出し、そして子どもたちが多く日本にしっかりと産み育てる環境を私たちが今作っていかなければいけないと思いませんか皆さん。その闘いでもあります」

また、2023（令和5）年にLGBT理解増進法の制定に向け自由民主党内での議論も再燃する中では、自由民主党内で「自らの認識で性を決定できると解釈されれば、社会の混乱を招く懸念がある」「男性が『今日から女性になる』と言って女性用トイレに入るなど悪用の懸念がある」という性的少数者への理解を欠いた無知又は偏見から来る誤った見識を国会議員が述べていることも漏れ聞こえてきた（甲A791、甲A792）。

以上のとおり、自由民主党所属の国会議員による同性愛者をはじめとするLGBTに対する差別的言動は繰り返されている。理解を増進する必要があるのは、国民というより自由民主党である。自由民主党は、自らの理解不足から「国民」を口実にして、少数者の人権を擁護することを棚上げにし続けている。

5 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）や神道政治連盟の影響

（1）世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の影響

自由民主党の議員については、LGBTや同性婚に否定的な世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の影響が、選挙協力等を通じて及んでいるとも考えられる。世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の友好団体である「世界平和連合」や「平和大使協議会」が、2021（令和3）年の衆議院選挙や2022（令和4）年年の参議院選挙の際に、自由民主党

の国会議員に対し、「LGBT問題、同性婚合法化の慎重な扱い」という項目も含む政策に賛同するよう明記した推薦確認書を提示し、署名を求めていたことが報じられている(甲A676)。

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の影響については、原告ら第27準備書面・85～86頁で詳述したが、最近では、選挙で盛山文部科学大臣を応援した旧統一教会関係者が、前述した推薦確認書に盛山文部科学大臣がサインをしていたと、テレビの報道番組で証言したことから、国会での質疑もなされた(甲A1083)。

(2) 神道政治連盟の影響

自由民主党の議員については、LGBTや同性婚に否定的な神道政治連盟の影響も及んでいることが考えられ、その点は、原告ら第27準備書面・86～88頁で詳述した。

神道政治連盟によれば、神道政治連盟国会議員懇談会には、2024(令和6)年2月6日現在、268名の国会議員(衆議院188名、参議院80名)が参加しているとのことであり(甲A1084)、原告ら第27準備書面に記載した2022(令和4)年9月26日時点での人数である258名(甲A689)より10名増加している。

6 小括

これまで述べてきたとおり、同性婚は、国民の多数が(本書面第10章(44頁以下))、また、全国会議員の42%が(本書面第12章第3節(72頁以下))、そして与党である公明党含めほとんどの政党(本書面前章第6節第6項(77頁以下)及び本章第1節(78頁以下))が賛成するなどし、国会でも、同性婚法制化を求める質問が度々なされているにもかかわらず、いくらか

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

変化はあるにしても紋切り型の答弁がなされ続け、なんら検討も、議論も、注視もされることすらなく、実現の兆しは国会にはない。

その大きな要因は、政権最大与党である自由民主党にあるところ、自由民主党内と同党の支持者の同性婚への意識には大きなギャップが存在する(本書面82頁以下)。そして、自由民主党には、同性愛等について差別的な言動を公にして憚らない国会議員が少なからず所属し、差別的言動が大きく問題となっても政務官に登用される(甲A671)などしている。加えて、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の関連団体が、「LGBT問題、同性婚合法化の慎重な扱い」と記載された推薦確認書への署名を自由民主党の国会議員に求めていること等が明らかになり、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の影響が少なからず、自由民主党や自由民主党所属の国会議員の意識や意向に及んでいると考えられる。また、7割もの自由民主党の国会議員が会員になっているとも言われる神道政治連盟国会議員懇談会で、非科学的で差別的な言説が多数含まれる冊子が配布されてもいる。これらのことからすれば、自由民主党内で差別的言動を是正するのは困難と考えられるし、さらに、自身は差別的な考えを持っておらずむしろ同性婚の法制化に賛同する議員が自由民主党内にいたとしても、同性婚の法制化に対して積極的に行動することは非常に難しいと言わざるを得ない。

また、同性婚について自由民主党の最多数は「どちらとも言えない」であって、静観し何ら状況を変えることはできない、また、変える気がない者が大半である。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

このようにして、自由民主党支持層と自由民主党の国会議員とのギャップは埋まらず、民主主義が歪められ、人権侵害が温存されている。

第14 まとめ

以上のとおり、最近の諸動向に照らしても、本件規定が憲法13条、24条、14条第1項違反であることは、法務大臣にとっても、国会議員にとっても、一層明白になっており、法務大臣が民事法制の企画立案を、また、国会議員が立法を放置し続けていることに合理的な理由など何ら存在しない。

また、このような状況下で同性婚の法制化を国会の立法裁量とし、司法が国会に委ねることは、少数者の人権保障の砦としての役割を放棄することに他ならず、許されない。

以上